

Promoting sustainable use and conservation of biodiversity through open exchange of Digital Sequence Information

Joint statement by public and private sector organisations, academic and scientific institutions, data repositories and collections representing a broad range of stakeholders

Background

The public and private sector organisations, academic and scientific institutions, data repositories and collections underwriting this statement represent stakeholders who are actively engaged in or support the conservation and/or sustainable use of genetic resources to unlock their potential for society in different domains.

Most have also been active and collaborative participants in negotiations related to Access and Benefit Sharing (ABS) for many years, providing expertise and insights on the systems and practices which could best support effective ABS related to genetic resources.

They are closely monitoring the activities pursuant to the decisions at the Conference of the Parties of the CBD (Decision XIII/16) and the Nagoya Protocol (NP) (Decision NP-2/14) to “*consider any potential implications of the use of digital sequence information (DSI) on genetic resources for the first three objectives of the CBD and the objective of the NP*”. They have also taken note of the report of the AHTEG in which some experts from these organisations have directly participated.

As key stakeholders, the signatory organisations are vigilant about the potentially harmful effect of inappropriate or overly burdensome regulation of genetic resources. They are therefore greatly concerned about proposals to apply ABS obligations to DSI. Such obligations would place additional hurdles on biological research – with potentially negative consequences for the advancement of science and the huge societal value this generates, as well as for achieving the three objectives of the CBD.

Statement of the issue

The unencumbered access to and use of DSI now in the public domain benefits countries at all levels of development – it supports conservation, fosters research into technological solutions to tackle societal challenges, and benefits the population as a whole. Researchers collect and extensively use DSI to advance science and scientific understanding of biological systems. The rate of scientific advancement and technological development is heavily dependent on unencumbered access to and use of publicly available DSI. Barriers to the sharing and use of DSI would discourage innovation and scientific research. Extensive tracking and tracing mechanisms would be needed – if they were even possible – ultimately making downstream uses more complex and costly, and products and technologies less accessible. The net effect on conservation and sustainable use of biodiversity could be negative and in contradiction with the objectives of the CBD and the NP, as well as with several of the UN Sustainable Development Goals.¹

¹ Including, for example, goal 2 on hunger and food security, goal 3 on health, goal 13 on climate change and goal 15 on biodiversity, forests and desertification

Recommendations

The signatory organisations recommend that the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice (SBSTTA) recognise the importance of the continued ready access to and use of DSI for advancing research and development that will help achieve the objectives of the CBD and the NP. Such a recommendation should:

1. Acknowledge the importance of unencumbered dissemination and use of DSI, including for fulfilling the objectives of the CBD and the NP.
2. Explicitly recognise that the open sharing of DSI represents a form of non-monetary benefit sharing.
3. Recognise the need for more fact-based information on how DSI is collected, generated, shared and used in biological research, as well as on the value which the unencumbered access and use of DSI represents for furthering the objectives of the CBD and the NP. Such value is created by, for instance, facilitating biological research, taxonomic studies to deepen the understanding of biodiversity, and international research collaboration. The submissions by a wide variety of stakeholders already provide examples in this regard.
4. Acknowledge the important role of major publicly accessible global databases holding DSI in providing an effective and inclusive system for sharing DSI globally.
5. Encourage capacity building to further enhance access to and use of DSI, in particular by developing countries and with a focus on their needs.
6. Recommend that international and national efforts should be focused on the effective and internationally coherent implementation of the current ABS framework to realise CBD objectives, instead of on reopening negotiations on the scope of the CBD.

Justification

The signatory organisations wish to emphasise that the outcome of the discussion on DSI will have a very important impact on the future of biological research and its benefits for society, and urge CBD Parties to take the following into consideration:

1. As noted above, DSI is a critical tool in the conservation and sustainable use of genetic resources, and its use is currently leading to many societal benefits. Impeding the flow and use of information would work against research projects in several different areas, including many which contribute to the objectives of the CBD and the NP. The CBD specifically encourages the exchange of information to support conservation, protection and sustainable use of biodiversity². It is of paramount importance that DSI now in the public domain continues to remain freely accessible to achieve the broader aims of the CBD.

² Article 17, Convention on Biological Diversity

2. Making the sharing of DSI more legally uncertain, time-consuming, administratively burdensome and costly by regulating its use will have a chilling effect on the use of DSI in biological research, and consequently lead to less benefits. All countries rely on and benefit from unencumbered access and exchange of DSI to deal with key societal issues, like human, animal and plant health, food security and the environment. There is currently a well-established and functioning international framework supporting the open exchange of DSI, consistent with established principles of ethical and responsible scientific research that are foundational for the advancement of science. Open exchange is especially important for DSI, whose unencumbered use allows the swift compilation, comparison and reanalysis of genetic information from a variety of sources, across multiple databases and gene sequences.
3. Considerable “non-monetary” benefits can be derived by all countries from the open exchange of publically available DSI. The extensive public DSI database managed by the INSDC (International Nucleotide Sequence Database Collaboration), maintained at the expense of the three host governments, is freely accessible to researchers in all countries; and was accessed by 172 countries from all regions between 2014 and 2016³. Open exchange of DSI is also necessary for international research collaborations, which not only allow the pooling of expertise and resources to resolve problems of global or regional relevance, but are also essential vehicles for capacity building and the exchange of knowledge and expertise. Countries also benefit from the technologies and products resulting from research supported by open exchange of DSI, wherever this research takes place. Widespread regulation of DSI is likely to result in a dramatic reduction in information being made available in public databanks. There is therefore a danger that the significant non-monetary benefits currently being delivered to developing countries could be diminished in the process.
4. Academic and public institutions, which are key players in the R&D process, will be seriously affected by ABS obligations on DSI. Such obligations would also seriously impede international collaborations in which such institutions participate.
5. Under the existing NP framework, benefit-sharing provisions relating to DSI can already be included by provider countries in mutually agreed terms. In order to include DSI within the scope of CBD and/or NP, contracting Parties to the CBD and the NP would have to renegotiate the scope of the treaties. Numerous legal interpretations have confirmed that the definition of genetic resources refers to tangible material and does not include immaterial information. Negotiations to change this definition would require years, or even decades, as well as resources that would be better spent on efficient implementation of effective and workable measures that achieve the three objectives of the CBD.

³ “As a member of INSDC (International Nucleotide Sequence Database Collaboration) maintaining the international DSI database, we found that a total of 172 countries were using the database during the period from 2014 to 2016 (Europe 46, Asia 43, South/Central America 35, Africa 32, Oceania 14, and North America 2; Website access: 1,621,300) upon investigating the state of the use from outside Japan of DDBJ (DNA Data Bank of Japan) operated by National Institute of Genetics”- *Extract from the Submission by the Government of Japan on the “Current state of the use of digital sequence information on genetic resources in the biodiversity field”*.

SIGNATORY ORGANISATIONS

International



International Community of Breeders of Asexually Reproduced Ornamental and Fruit Plants



CropLife International



Global Genome Biodiversity Network



Global Invertebrate Genomics Alliance



Global Open Data for Agriculture & Nutrition



International Biocontrol Manufacturers Association



International Chamber of Commerce



International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations



The International Fragrance Association



International Probiotics Association



International Seed Federation



World Vegetable Center

World Vegetable Center

Regional



African Seed Trade Association



Association of Manufacturers and Formulators of Enzyme Products



Asia & Pacific Seed Association

Confederation of European Yeast Producers (COFALEC)



European Cooperative Programme for Plant Genetic Resources (On behalf of 22 National Coordinators of ECPGR countries⁴)



European Food & Feed Cultures Association



European Fermentation Group



European Fermentation Group (CEFC Sector Group)

⁴ Albania, Bosnia and Herzegovina, Bulgaria, Czech Republic, Estonia, Finland, Germany, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Montenegro, The Netherlands, Portugal, Romania, Serbia, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden, Switzerland, Turkey



European Federation of Pharmaceutical industries and Associations



European Seed Association



Enzyme Technical Association



European Association for Research in Plant Breeding



EU Specialty Food Ingredients



Specialty Feed Ingredients industry



Lactic Acid Bacteria Industrial Platform



Seed Association of the Americas

National



Brazilian Association of Industry and Trade of Food Ingredients and Additives



American Institute of Biological Science



American Society for Microbiology



Asociacion Nacional de Obtentores Vegetales



Associazione Italiana Sementi



German Plant Breeders' Association



Biotechnology Innovation Organisation



Centre for Biodiversity Genomics, University of Guelph (CBG)



Deutschen Industrievereinigung Biotechnologie



The Graduate School, Experimental Plant Sciences



German Association for Plant Breeding



GigaDB



GigaScience



Holland Bio



Leibniz-Institut für
Pflanzen-genetik und



Japan Bioindustry
Association



Japan Enzyme Association



Japan Pharmaceutical
Manufacturers Association

Natural Science
Collections Alliance



Personal Care Products Council



Plantum



Phycological Society of
America



Science Industries Switzerland



Society for Industrial
Microbiology and
Biotechnology



Society for the Preservation of
Natural History Collections



University of California
Conservation Genomics
Consortium



University of Leuven

US Department of Energy Joint
Genome Institute Prokaryotic Super
Program User Advisory Committee
([members](#) signing as individuals and not
as employees or agents of the US
government)

US Culture Collection
Network



Verband Biologie,
biowissenschaft, & biomedizin

Vlaams Instituut voor
Biotechnologie

ステークホルダーの共同声明

「デジタル配列情報のオープンな交換の保全について」

(概要版)

2018年6月4日

背景

本声明の署名機関は、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益配分（ABS）に関する主要な利害関係者である。デジタル配列情報（DSI）をABSの対象とすることによる不適切または過度に負担をかける規制が生物多様性条約（CBD）や名古屋議定書（NP）の目的の実現に対して負の影響を与える懸念がある。そのような規制は、科学の進歩とそれが生み出す大きな社会的価値に悪影響を及ぼし、かつCBDやNPの目的の実現の障害にもつながる。

声明文

DSIへの自由なアクセスと利用は、遺伝資源の保全、科学の進歩、技術開発を促進して人類に利益をもたらしている。DSIの利用の追跡やそのための制度は、情報利用の複雑化とコストを発生させ、CBDやNPの目的および国連が提唱する持続可能な開発目標の幾つかに負の影響をもたらす。

提言

署名機関は、科学技術助言補助機関（SBSTTA）がDSIへの継続的なアクセスとその利用が重要であることを正しく認識することを要望し、以下提言する。

- ・ DSIの障害なき普及と利用の重要性を認識すること。特に、それは非金銭的利益配分の代表的形態であると明瞭に認識すること。
- ・ 生命科学におけるDSIの収集、生成、共有および利用の実状や、DSIへの障害なきアクセスと利用がCBDおよびNPの目的を前進させることの価値について、事実に基づいた情報の必要性から認識すること。そのような価値は、生命科学の国際共同研究等により広く関係者より示されている。
- ・ 公的にアクセス可能なDSIを有する主要グローバルデータベースの重要な役割を認識すること。
- ・ DSIへのアクセスとその利用を更に強化するため、特に発展途上国の能力開発をニーズに合わせて奨励すること。

- ・ CBD の適用範囲に関する交渉を再開させることより、現在の ABS の枠組みを 効果的かつ国際的に一貫して実施する ための各国および国際的な努力の必要性を提言する。

声明の正当性の根拠

署名機関は、DSI に関する議論の結果が生物学研究の将来と社会への利益に対し極めて重大な影響があることを強調し、CBD 締約国に対して以下の点に対する考慮を切望する。

1. CBD の幅広い目的を実現するために、人類共通の財産である DSI への自由なアクセスの確保は最も重要である。
2. DSI の自由な交換を支援する十分に確立され機能している国際的枠組みとして、国際塩基配列データベース共同事業 (International Nucleotide Sequence Database Collaboration: INSDC) が運営する公的データベースがある。複数の公的データベースを跨いだ遺伝子配列の自由な利用により遺伝情報の迅速な編集、比較、再分析が可能になる。
3. INSDC に属する DDBJ、GenBank、EMBL は 3 つの国 (地域) の経費によって維持され、全ての国の研究者が自由に利用できる (2014-2016 年間に全世界の 172 カ国が利用)。これらの公的データベースの利用により、各国は非金銭的利益をすでに享受している。DSI の自由な交換は、知識や専門的な技術の交換に加えて能力開発の手段としても必須である。DSI への規制は、途上国が享受している非金銭的利益を大幅に減少させる恐れがある。
4. DSI が ABS 義務対象とされた場合、研究開発で重要な役割を果たしている公的な学術機関は深刻な影響を受ける。また、各機関が参加する国際共同研究に対して深刻な障害となる。
5. DSI に関連する利益配分条項についての提供国の主張は、既存の NP の枠組みの中の「相互に合意された条件 (MAT)」に含めることができる。多くの法的解釈でも「遺伝資源」は有体物と定義され、「情報」までは含まれない。この定義を変更する交渉は長期間 (何十年) を要し、CBD の目的実現のために使われるべき資源を消費してしまう。

国際商業会議所の概要

以下、国際商業会議所（International Chamber of Commerce）の組織概要とデジタル配列情報に関する活動について示す。

1. 目的

国際貿易（商品・サービス）と投資の促進、企業間の自由かつ公正な競争の原理に基づく市場経済システムの発展、そして世界経済を取り巻く様々な問題（環境、社会問題等々）への提言を行うことを目的に活動を行っている。

2. 活動内容

- WTO、UNCTAD、UNDP、UNIDO、UNEP、UNCITRAL、WIPO、EU、OECD/BIAC、WCO、IATA、FIATA等の国際機関、各国政府特にG8およびG20サミット参加国首脳に対し、民間の立場からの積極的な意見具申/政策提言を続けている。
- 国際取引慣習に関する共通のルール作りを推進。「インコタームズ（貿易取引条件解釈の国際規則）」「信用状統一規則」「取立統一規則」「銀行間補償統一規則」「仲裁規則」「友誼的紛争解決規則」「契約保証証券統一規則」「請求払保証に関する統一規則」「UNCTAD/ICC複合運送書類に関する規則」等々。
- 国際商事取引紛争に関する情報提供活動を推進
- 商事犯罪や海賊事件等に関する情報提供活動の推進

※2016年12月、国連総会最終承認において、ICCに国連総会のオブザーバー・ステータスが正式に与えられた。

3. 歴史

ICCの創立は、第一次世界大戦（1914～1918）の後、荒廃したヨーロッパの産業・経済の復興と自由な国際通商の実現を目指して、1919年10月、米・英・仏・伊・ベルギーなどの産業人4,000人が米国アトランティック・シティに集まって開催された「アトランティック国際通商会議」をもって嚆矢とする。その結果、1920年5～6月パリに於いてICC創立総会が開かれ、以来民間企業の世界ビジネス機構として活動している。世界130カ国以上の国内委員会等及びその直接会員である企業・団体より構成される。

4. ICC 本部事務局（フランス・パリ）

(International Chamber of Commerce Global headquarters)

住所：33-43 avenue du Président Wilson, 75116 Paris, FRANCE

Tel: +33 1 49 53 28 28

Fax: +33 1 49 53 28 59

E-mail: icc@iccwbo.org

Web site: <http://www.iccwbo.org/>

5. 役員

会長 (Chairman)

Sunil Bharti Mittal (スニール・バルティ・ミッタル)
Founder and Chairman, Bharti Enterprises (インド)

第一副会長 (First Vice-Chairman)

John Denton (ジョン・デントン)
Partner and CEO, Corrs Chambers Westgarth (豪州)

副会長 (Vice-Chairman)

Dennis M. Nally (デニス・M・ナリー)
Chairman of PricewaterhouseCoopers International Ltd. (米国)

副会長 (Vice-Chairman)

Frederico Fleury Curado (フレデリコ・F・クラド)
President and CEO of Embrae S.A. (ブラジル)

名誉会長 (Honorary Chairman)

Harold McGraw III (ハロルド・マッグロー三世)
Chairman, The United States Council for International Business
(米国国際ビジネス協議会会長)

Chairman Emeritus, McGraw Hill Financial (米国)

事務総長 (Secretary General)

John Danilovich (ジョン・ダニロビッチ)
Former US Ambassador to Brazil and Costa Rica (米国)
<http://www.icc-japan.org/icc/>

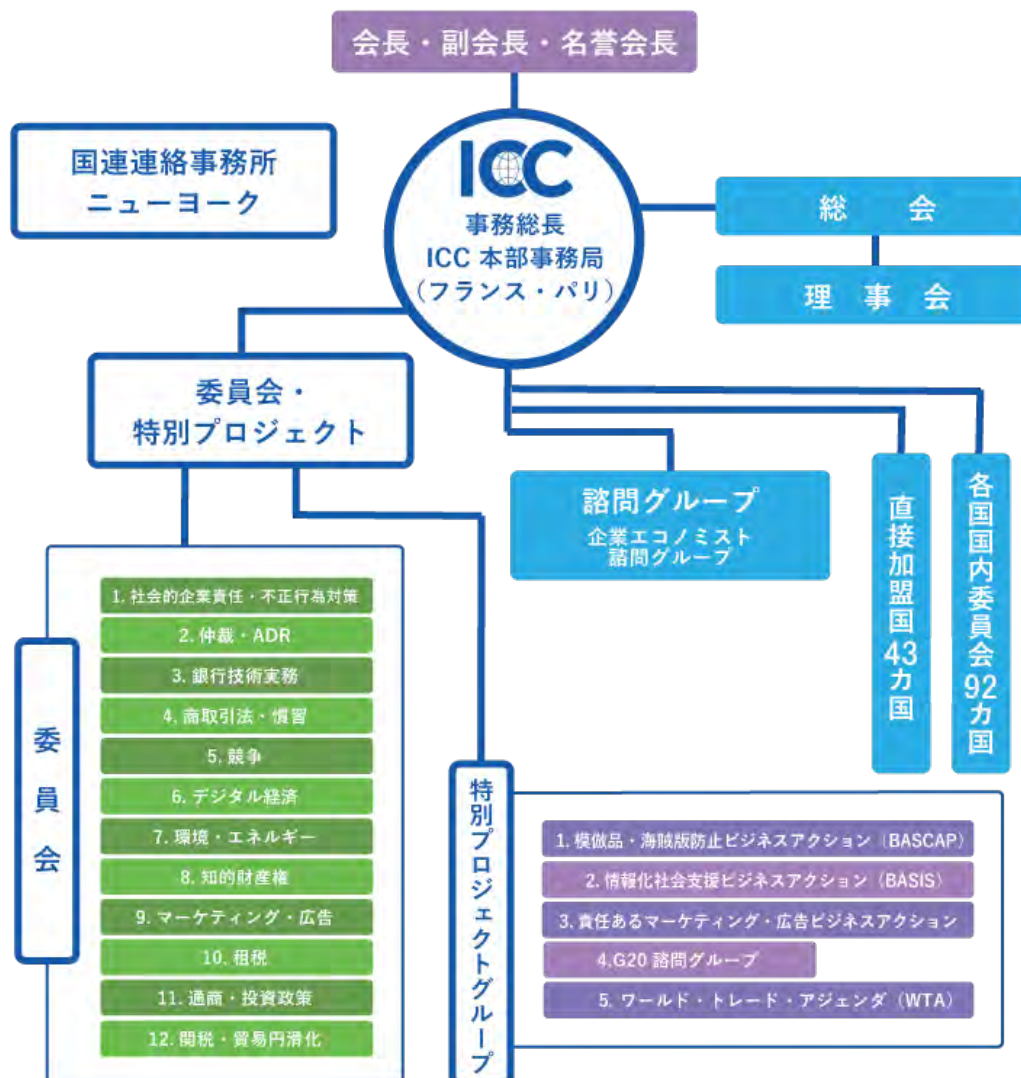
6. ICC のデジタル配列情報に関する活動

利害関係団体として意見を CDB 事務局に提出した。

意見書：<https://www.cbd.int/abs/DSI-views/ICC-DSI.pdf>

意見書概要： ICC とそのメンバーは、生物多様性条約 (CBD) および名古屋議定書 (NP) の目的を支持する。ICC は、デジタル配列情報 (DSI) またはその利用を CBD や NP の対象とすることを提案する国際的な議論に強く懸念を表明する。定義上、遺伝資源は遺伝物質に関連するものであり抽象的な情報を含まないため、DSI は CBD や NP の適用範囲外である。その適用範囲の拡大は、NP で形成された合意に挑戦なものとなり、DSI を NP の対象に含めることは NP の再交渉を必要とする。さらに、それは CBD と NP の目的の実現に障害となる。したがって、ICC は CBD と NP の適用範囲の拡

7. 組織図



8. 国際商業会議所日本委員会 (ICC JAPAN)

1923年7月、ICC本部理事会において日本の加入が承認され、日本国内委員会が正式に発足した（初代会長は団琢磨氏）。1950年4月、日本委員会が再組織された。現在の会長は、佐々木幹夫氏（三菱商事特別顧問）。

日本学術会議提言
「生物多様性条約及び名古屋議定書における
デジタル配列情報の取扱いについて」の概要

生物多様性条約は、(1) 生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、及び(3) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の三つの目的を持つ。また、名古屋議定書は、生物多様性条約の(3)の目的を実現するために、遺伝資源の提供国と利用国が遺伝資源の移転の際にとるべき措置(例えば提供国からの事前同意の取得等)を規定したものであり、我が国は2017年8月に締約国となっている。

名古屋議定書の対象は、遺伝資源と遺伝資源に関わる伝統知識となっているが、現在、締約国の一部(主に資源提供国)から、デジタル配列情報(主に核酸塩基配列情報が想定されているが、定義や範囲は未確定)の利用は有体物である遺伝資源の利用と区別できない等の理由から、これらを生物多様性条約と名古屋議定書の対象に含め、得られる利益が資源提供国にも衡平に配分されるようにすべきという主張がされている。

しかし、デジタル配列情報の公的データベースへの迅速な登録と自由な利用は生命科学研究の最も重要な知的基盤であり、それらの学術研究の成果は配分すべき経済的利益を生む持続可能な開発目標の実現にとっても重要である。また、デジタル配列情報の自由な利用は生物多様性の理解や世界的規模で流行する感染病原体の迅速な特定等に不可欠である。これらの研究を通じて資源提供国、利用国ともに、すでに一定の恩恵を受けている。このため、本提言では、国内外の学術団体や研究者並びに政府と連携して、生物多様性条約と名古屋議定書の対象にデジタル配列情報を含めることに反対し、条約と議定書の本来の目的達成のための実効ある体制整備と、国内外のさらに多くの研究者が現在の国際的な検討状況に関連学協会や他の研究者等と共有し、科学者の立場から議論に関わることを求めている。

提言は以下の4つの主張から構成されている。

1. デジタル配列情報の利用は生物多様性条約及び名古屋議定書の枠組みに含めるべきでない。
2. デジタル配列情報の公表や利用に制限を加えるべきではない。
3. 遺伝資源へのアクセス体制の整備が優先されるべきである。
4. 世界中の科学者は議論に加わるべきである。

提 言

生物多様性条約及び名古屋議定書における
デジタル配列情報の取扱いについて



平成30年（2018年）1月22日

日 本 学 術 会 議

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同

遺伝資源分科会

農学委員会・食料科学委員会合同

農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

この提言は、日本学術会議「基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会」及び「農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会」の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同
遺伝資源分科会

委員長	城石 俊彦	(第二部会員)	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所副所長・教授
副委員長	小幡 裕一	(特任連携会員)	理化学研究所バイオリソースセンター長
幹事	岡田 清孝	(連携会員)	龍谷大学農学部教授
	甲斐 知恵子	(第二部会員)	東京大学医科学研究所教授
	小原 雄治	(連携会員)	情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設・ライフサイエンス統合データベースセンター長 特任教授
	嶋田 透	(連携会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	福田 裕穂	(連携会員)	東京大学理事・副学長
	河瀬 真琴	(特任連携会員)	筑波大学生命環境系教授

日本学術会議農学委員会・食料科学委員会合同
農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

委員長	大杉 立	(第二部会員)	東京農業大学客員教授
副委員長	三輪 清志	(連携会員)	味の素株式会社客員フェロー
幹事	経塚 淳子	(第二部会員)	東北大学生命科学研究科教授
幹事	廣野 育生	(特任連携会員)	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	甲斐 知恵子	(第二部会員)	東京大学医科学研究所教授
	丹下 健	(第二部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科長
	眞鍋 昇	(第二部会員)	大阪国際大学教授・学長補佐
	佐藤 文彦	(連携会員)	京都大学大学院生命科学研究科教授
	嶋田 透	(連携会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	立川 雅司	(連携会員)	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	田畑 哲之	(連携会員)	公益財団法人かずさ DNA 研究所副理事長・所長
	鈴木 睦昭	(特任連携会員)	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室長

本件の作成にあたっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	西澤 立志	参事官 (審議第一担当)	
	齋藤 實寿	参事官 (審議第一担当)	付参事官補佐
	酒井 謙治	参事官 (審議第一担当)	付参事官補佐 (平成 30 年 1 月から)
	山石 あや	参事官 (審議第一担当)	付審議専門職

要 旨

1 背景

日本学術会議では、遺伝資源分科会及び農学分野における名古屋議定書関連検討分科会が合同で、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めることの影響について検討した。その結果、国内外の学術団体や研究者並びに政府と連携して、生物多様性条約と名古屋議定書の対象にデジタル配列情報を含めることに反対し、条約と議定書の目的達成のための実効性ある体制を整備することを求める提言を取りまとめた。

2 現状及び問題点

(1) デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めようとする資源提供国側の主張

生物多様性条約及び名古屋議定書締約国の一部から、以下3点のようにデジタル配列情報を生物多様性条約と名古屋議定書の対象に含めるべきという主張がされている。①デジタル配列情報の利用は遺伝資源の利用と区別できない、②デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とすることは条約や議定書の目的に合致し、科学の発展にも沿っている、及び③デジタル配列情報利用のトレーサビリティを保証するモニタリングシステムが必要である。

(2) デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めた場合の影響

上記の主張のようにデジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めることには、条約や議定書の目的達成、科学の発展及び持続可能な開発に負の影響を与える重大な懸念がある。

① 名古屋議定書の適用範囲は「遺伝資源」及び「遺伝資源に関わる伝統知識」と規定されている。「遺伝資源」は現実の又は潜在的な価値を有する「遺伝素材」を言い、「遺伝素材」は遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材（有体物）と定義されている。この素材の中に無体物であるデジタル配列情報は含まれない。

② デジタル配列情報のオープンな利用は生物多様性の理解や世界的な感染症の病原微生物の迅速な特定等に不可欠であり、その利用の制限は、条約の目的の実現を阻害する。また、デジタル配列情報は現在及び将来の生命科学研究の最も重要な基盤であり、利用を制限する新規ルールの作成は研究にとって著しい障害となる。さらに、学術研究が停滞すると、その成果に基づき実施される経済的利益を生む様々な持続可能な開発研究の進展にも負の影響を及ぼす。

③ デジタル配列情報へのアクセスと利用のトレーサビリティを保証するモニタリングシステムの構築は極めて困難である。というのも、デジタル配列情報は幅広くオープンに利用され、多くの類似配列情報の相互比較による成果によりはじめて経済的利

益を生じることが多いため、経済的利益への個々の情報の貢献度をモニタリングし、客観的に評価することは極めて難しいからである。

3 提言

生物多様性条約及び名古屋議定書の目的の達成には、デジタル配列情報の公的データベースへの迅速な登録と自由な利用が必須である。この観点から、我々は日本国政府が2017年9月に生物多様性条約事務局に提出した見解を支持し、以下のように提言する。

(1) デジタル配列情報の利用は生物多様性条約及び名古屋議定書の枠組みに含めるべきでない

生物多様性条約の定義において、遺伝資源は有体物を指し、情報は含まれない。仮に、定義を変更するならば条約の改正が必要であり、他の枠組みへの影響も大きいことから、慎重に検討されるべきである。

(2) デジタル配列情報の公表や利用に制限を加えるべきではない

名古屋議定書の対象にした場合、デジタル配列情報の公的データベースへの登録や利用に当たって許可やモニタリング等の仕組みが必要になる。このような仕組みの導入はデジタル配列情報の迅速な登録と自由な利用を妨げ、結果的に議定書の目的達成を妨げ、配分すべき利益の創出も阻害する。

(3) 遺伝資源へのアクセス体制の整備が優先されるべきである

デジタル配列情報取得には遺伝資源へのアクセスが必須であるが、そのための体制の整備は多くの遺伝資源提供国で遅れている。生物多様性条約の目的達成のためには、名古屋議定書締約国のすべてにおいて遺伝資源を円滑かつ妥当な期間で得られるようになることが優先されるべきである。この体制整備なくしては、配分すべき利益も生み出されない。

(4) 世界中の科学者は議論に加わるべきである

デジタル配列情報の公的データベース登録や利用に当たって制限が加えられるならば、登録が前提の論文発表等に影響し、利用国、提供国双方の研究者に大きな不利益が生じる。各国の研究者は、現在の国際的な検討状況を、それぞれの国の学協会や他の研究者等と共有し、科学者の立場から議論に関わるべきである。我々は、我が国の科学者集団の代表として、この提言を活用して海外の研究者コミュニティへの連携をはかるとともに、この問題への情報提供に示された政府見解に沿った政府の継続的な関与を要請し、併せて政府に協力して国際交渉の場に臨む等の活動を行う。

目 次

1	背景	1
2	現状及び問題点	3
	(1) デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めようとする資源提供国側の主張	3
	(2) デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めた場合の影響	4
	(3) 今後の対応	6
3	提言	8
	(1) デジタル配列情報の利用は生物多様性条約及び名古屋議定書の枠組みに含めるべきでない	8
	(2) デジタル配列情報の公表や利用に制限を加えるべきでない	8
	(3) 遺伝資源へのアクセス体制の整備が優先されるべきである	8
	(4) 世界中の科学者は議論に加わるべきである	8
	<参考文献>	9
	<参考資料1> デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とすることが影響を及ぼす生物多様性条約の条項	10
	<参考資料2> 分科会審議経過	12

1 背景

生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素である遺伝資源及び遺伝資源に関わる伝統知識の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の三つの目的を持つ。また、生物多様性条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）は、生物多様性条約の3番目の目的を実現するために、遺伝資源の提供国と利用国が遺伝資源の移転の際にとるべき措置（例えば提供国からの事前同意の取得等）を規定したものであり、我が国は2017年8月に締約国となっている。名古屋議定書の対象は、遺伝資源や遺伝資源に関わる伝統知識となっているが、現在、これらに加えてデジタル配列情報（核酸塩基配列情報がまず想定されており、定義や範囲は未確定）をその対象に含めようという議論が生物多様性条約の締約国会議（COP¹）等で行われている。2015年9月にモンテリオールで開催された合成生物学のアドホック専門家会合（AHTEG²）の中では、広範な遺伝資源から得られたデジタル配列情報を利用した合成生物学による有用酵素等の生産が、提供国の事前同意なしの遺伝資源の利用と同等ではないかという懸念について意見表明があり、AHTEGの報告書に記載された。続く2016年12月にメキシコで開催されたCOP13や名古屋議定書第二回締約国会合（MOP³）では、生物多様性条約の三つの目的と名古屋議定書に対するデジタル配列情報の利用の潜在的な影響について議論することが決定された（条約決定 XIII/16[1]及び議定書決定 NP-2/14[2]）。

これを受け、生物多様性条約事務局はデジタル配列情報を名古屋議定書の対象とするものの潜在的な影響について、意見及び関連情報を提出するよう締約国に要請した。日本政府は同事務局への情報提供のなかで、「塩基配列情報が蓄積・公開され、自由に利用できることによって科学技術が発展し、・・・生物多様性の保全、持続可能な利用に役立っている。仮に、塩基配列情報へのアクセスが規制されることになれば、これらの取組が阻害されかねない。」との見解を表明している[3]。また、欧州を中心として各国の政府及び関連団体からも、この動きに対して重大な懸念や反対意見が寄せられており⁴、生物多様性事務局は、各国政府や関連団体からの意見表出を受けて、2017年11月9日に、この問題についての報告書を公表した[4]。

今後、2018年2月にモンテリオールで開催予定の次回デジタル配列情報に関するAHTEG、同年7月の科学技術助言補助機関（SBSTTA⁵）及び同年11月にエジプトで開催予定のCOP14と名古屋議定書第三回締約国会合（MOP3）において、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とする議論が更に進展する可能性がある。

このような状況下で、日本学術会議では、遺伝資源分科会及び農学分野における名古屋

¹ Conference of the Parties（条約締約国会議）

² The Ad Hoc Technical Expert Group on Synthetic Biology（合成生物学に関するアドホック専門家会合）

³ Meeting of the Parties to the Protocol（議定書締約国会合）

⁴ REPORT OF THE AD HOC TECHNICAL EXPERT GROUP ON SYNTHETIC BIOLOGY

<https://www.cbd.int/doc/meetings/synbio/synbioahteg-2015-01/official/synbioahteg-2015-01-03-en.pdf>

⁵ Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technology Advice（生物多様性条約に関する科学技術助言補助機関）

議定書関連検討分科会を中心として、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めることの影響について検討した。

デジタル配列情報の大部分を占める塩基配列情報は、我が国の DNA Data Bank of Japan (DDBJ)、欧州 The European Molecular Biology Laboratory – The European Bioinformatics Institute (EMBL-EBI)、米国 National Center for Biotechnology Information (NCBI) の 3 機関が共同で構築した国際核酸塩基配列データベース共同事業 (INSDC⁶) が運営する公共データベースに登録・公開されており、国を超えて自由にアクセスして利用することが可能である。このようにデジタル配列情報の自由な利用によって、科学の発展とそれによる産業振興や医療・福祉の向上が果たされている。また、生物多様性条約の目的である生物多様性の保全や生物多様性の構成要素の持続的な利用のための重要な基盤となっている。さらに、遺伝資源の利用によって得られた非金銭的利益の共有の責務を果たしている。

これらのことから、我々は科学の発展、生物多様性条約と名古屋議定書の本来の目的の遂行、さらには、資源提供国と利用国双方の持続可能な開発目標の実現のために、デジタル配列情報への自由なアクセスと利用が欠かせないとの結論に達した。したがって、我々は、2017 年 9 月に生物多様性条約事務局に提出された日本国政府からの情報提供で示された見解を支持するものである。今後 1 年以内に開催予定の関連会議等において遺伝資源にかかわるデジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書に含めるべきという動きが加速することにかんがみ、我々は、国内外の学術団体や研究者並びに政府と連携して、生物多様性条約と名古屋議定書の対象にデジタル配列情報を含めることに反対し、条約と議定書の目的達成のための実効性ある体制整備を求めて提言を発出する。

⁶ International Nucleotide Sequence Database Collaboration (国際核酸塩基配列データベース共同事業)

2 現状及び問題点

(1) デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めようとする資源提供国側の主張

生物多様性条約及び名古屋議定書締約国の一部から、デジタル配列情報の利用について以下のような主張が提示されている。

① 「デジタル配列情報の利用」は「遺伝資源の利用」と区別できない

塩基配列情報などデジタル配列情報の利用は、結果的にはその元となっている遺伝資源の利用と違いはなく⁷、利益配分の対象、すなわち生物多様性条約及び名古屋議定書の対象になる、という主張である。このことから、遺伝資源には、デジタル配列情報も含まれると解釈するのが自然であるとし、また、デジタル配列情報には、塩基配列情報だけではなく、アミノ酸配列情報も含まれ、更に広く解釈すべきであるという主張である。

② デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とすることは条約や議定書の目的に合致し、科学の発展にも沿っている

デジタル配列情報の利用による合成生物学は、生物多様性に対して未知の影響力を持つ。例えば、バニラの香気成分であるバニリンやヨモギ属植物から分離される抗マラリア活性を有するアルテミシニンなどは、デジタル配列情報を利用した合成生物学により作製可能である。これらの作製は、資源提供国の事前の同意なしに行われ、条約の第3の目的である公正で衡平な利益配分が遂行されないと主張する。また、合成生物学に含まれる遺伝子組換え技術、ゲノム編集技術等で作出された新たなバイオマス作物による土地利用の変化や従来作物との置き換えにより生物多様性の減少と喪失を引き起こすリスクがあり、条約や議定書の対象にすることは当然であるという主張である。このように、新たな規制は、科学の発展を阻害するものでもなく、条約や議定書の目的の履行を促進することにつながるものであるという主張である。

③ デジタル配列情報利用のトレーサビリティを保証するモニタリングシステムが必要である

デジタル配列情報については、物質の移転を伴わないインターネット回線を通じた遺伝資源の配列情報の移動とそれを合成生物学で利用することにより、提供国の事前の許可なしの遺伝資源の利用と同じことが生じ得る。デジタル配列情報は、遺伝資源の利用の抜け道となっており、このような懸念への対策として、配列情報のデータベース登録時に遺伝資源の採取地（起源）の記載の徹底と、情報へのアクセスや利用の

⁷ AHTEG on Digital Sequence Information on Genetic Resources
<https://www.cbd.int/abs/dsi-gr/ahteg.shtml>

トレーサビリティを保証するモニタリングシステムを確立する必要があるという主張である。

(2) デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めた場合の影響

我々は、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めることは、条約や議定書の目的達成、科学の発展や産業振興に負の影響を与えるという重大な懸念があると考えます。

① 名古屋議定書の適用範囲の定義上の問題

名古屋議定書の適用範囲は「遺伝資源」及び「遺伝資源に関わる伝統知識」と規定されている。「遺伝資源 (Genetic resources)」は現実の又は潜在的な価値を有する「遺伝素材 (有体物)」を言い、「遺伝素材 (Genetic material)」は遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材を言うとして定義づけられている。この文言の解釈に基づく名古屋議定書の適用範囲は議論の余地を残している状況ではあるが、少なくとも material という現行の文言には無体物であるデジタル配列情報は含まれない。本来、この問題は material の再定義といった条約の改正が必要な事柄であり、解釈によりデジタル配列情報の利用を遺伝資源の利用と同等に扱うことは、現行の生物多様性条約や名古屋議定書の法的安定性を大きく損なう恐れがある。また、ITPGRFA⁸ など他の遺伝資源利用に関する枠組みにも影響することから、それらとも整合するように慎重な検討が必要である。

② デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とすることが条約及び議定書の目的と科学の発展及び持続可能な開発に与える負の影響

ア 生物多様性条約及び名古屋議定書の目的に対する負の影響について

デジタル配列情報の取得は、生物多様性条約の第1の目的である生物多様性の保全を実現するもとなる「生物多様性の理解」のために必須である。近年のDNAシーケンス技術の飛躍的な進展により、多様な生物の配列解析が可能になっており、また、携帯型DNAシーケンサーの実用化により、資源提供国においても配列解析が急増すると予想される。生物多様性の研究のために、資源提供国及び利用国の生物分類・生態に関わる研究者は国際共同研究を組織して現地調査をしている。これらの研究は、研究成果の発表を通して生物多様性情報を共有して、更なる生物多様性研究を進めるという好循環を生み、研究成果は遺伝資源の経済的活用にもつながっていく。しかし、デジタル配列情報が名古屋議定書の対象になれば、デジタル配列情報の管理やモニタリングが必要になる。結果として配列情報の公開や利用が制約されることになり、塩基配列等を比較することによって成果が得られる生物多様性研究は大きな影響を受ける。また、デジタル配列情報の比較ができなければ、どの

⁸ International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約)

配列情報が当該国に固有の遺伝資源によるものであるか分からず、有用資源を差別化することもできなくなる。明らかに、資源提供国と利用国の双方にとって負の影響となる。このように、デジタル配列情報のグローバルかつオープンな共有は、生物多様性条約や名古屋議定書の目的遂行の重要な基盤である。このための経費は塩基配列情報であれば INSDC を運営する日本、欧州、米国によって賄われており、資源提供国を含むすべての締約国はすでに大きな非金銭的利益を享受している。

また、デジタル配列情報の取得は、生物多様性条約の第2の目的である生物多様性の構成要素の持続可能な利用のためにも必須である。主要なデジタル配列情報である遺伝子配列を解析することは、違法貿易の追跡など他の方法では識別することが困難な加工品を監視することに有用であり、その結果、生物多様性の不法な流出を防ぎ、生物多様性の持続可能な利用に役立つ。さらに、病原体及び健康上の緊急事態対応においても必須である。例えば、ヒトの感染症でも、作物・林木・家畜・水産物等の感染症でも、近年では、それらの病原微生物とその媒介生物(昆虫など)のゲノム配列を決定し比較することで、はじめて病態・疫学調査が正確に行われ、有効な対策が迅速にとられている。デジタル配列情報が名古屋議定書の対象になると、各国からの情報の公表が遅れ、病原微生物の迅速な特定に支障を来すような状況が発生し、世界的な疫病の流行を阻止できなくなる。病原体のデジタル配列情報の利用が影響を受ければ、世界中の人の生命と食料が脅かされる事態も懸念される。このような影響をより大きく受けるのは資源提供国である。このようにデジタル配列情報の利用の制限は、遺伝資源の持続的な利用の面でも、生物多様性条約及び名古屋議定書の目的達成に大きな障害となる恐れがある。

参考資料1に、デジタル配列情報を対象とすることが影響を及ぼす生物多様性条約の具体的な条項を記載した。

イ 科学の発展及び持続可能な開発に対する負の影響について

デジタル配列情報は、現在及び将来の生命科学研究の最も重要な基盤である。分類学、生態学、遺伝学、進化学、発生学等の基礎科学から環境科学(環境保全、外来種・在来種の影響等)、農学(育種・植物保護・獣医等)、健康科学(新興・再興感染症、創薬等)まで、デジタル配列情報の取得とそれに基づいた研究が実施され進展している。我が国で得られたデジタル配列情報、特に塩基配列情報は、DDBJを通して、広く世界に公開されている。DDBJは、米国のNCBI、EUのEMBL-EBIとともにINSDCを構築し、塩基配列情報の国際的な共有に貢献している。また、主たる学術雑誌は投稿規程において、論文で塩基配列情報を報告する場合は、DDBJ、NCBI、EMBL-EBIへ登録してアクセッション番号が発行されることが論文審査に必須なものとなっている。公開された塩基配列情報に基づいた研究は制限されておらず、既に利益は国際的に十分に共有されている。今後も、塩基配列情報の取得技術の画期的な進展により、塩基配列情報に基づいた研究が急激に拡大することは確実である。

塩基配列情報の自由な利用を妨げるような新規ルールの作成は、多国間の共同研究開発を含めた科学の発展に対して著しい障害となる。

学術研究の停滞は、学術研究の成果に基づき実施される経済的利益を生む製薬、アグリビジネス、バイオマス等の様々な開発研究の進展にも負の影響を及ぼすことは必至である。研究開発の停滞により、締約国間で共有すべき利益も生じなくなる。また、国連本部が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が定めた「17の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の実現には、デジタル配列情報に基づいた様々な研究開発が不可欠である。しかし、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とすることは、デジタル配列情報の自由な取得、登録、公開、利用を妨げることにより、必要な研究開発が実施できず、持続可能な開発目標の実現は困難になる。

③ デジタル配列情報へのアクセスと利用のトレーサビリティを保証するモニタリングシステム構築における問題点

デジタル配列情報へのアクセスや利用のトレーサビリティを保証するモニタリングシステムを新たに構築することは、INSDCで実行されている現在の情報管理システムの変更を余儀なくすることになり、結果的に管理コストの増大や技術革新への負の影響を引き起こす恐れがある。そもそも、同一の遺伝資源が国境を越えて分布することは一般的であり、最終的な経済的利益に結びつくデジタル配列情報の元となる遺伝資源（の起源）を特定することは現実的には難しいケースが多い。特に微生物等にあつては、このことは顕著である。さらに、デジタル配列情報は幅広くオープンに利用され、多くの類似した配列情報の相互比較の結果から得られる成果によって、はじめて経済的利益を生じることが多い。その際、個々の情報の経済的利益への貢献度を客観的に測定することは困難である。このように、経済的利益の算定と共有の在り方についても余りに多くの課題が存在し、短期間に国際的な合意に達することは極めて困難である。以上のように、デジタル配列情報への新規な規制を加えることは、科学研究を阻害し、生物多様性条約と名古屋議定書の目的達成に大きな支障を来すものと懸念される。

(3) 今後の対応

我が国を含めて多くの国が名古屋議定書を既に締結しているが、現在でもすべての締約国で遺伝資源の提供と利用のための体制が整備されているとは言い難い状況にある。生物多様性条約及び名古屋議定書の目的である公正かつ衡平な利益配分の元となる利益を生み出すためには、まず遺伝資源への迅速で円滑なアクセスが図られるべきである。デジタル配列情報取得のためにも円滑な遺伝資源へのアクセス体制の整備が必要であることから、デジタル配列情報を名古屋議定書の対象とすべきかどうかを議論する前に、すべての締約国が遺伝資源へのアクセスのための十分な体制を整備するよう、科学者の立場からの働きかけが必要である。

生物多様性条約、名古屋議定書ともに今後の生命科学の進展に大きな影響を与える。しかしながら、今回のような重大な内容の改訂プロセスにおいては外交交渉的な面も強く、科学の立場からの主張が十分になされるためには工夫が必要である。我が国政府においては、適宜学術界の意見を取り入れて対応しているが、諸外国、特に遺伝資源提供が主体の国では、学術以外の観点からの主張がされがちである。今後、国内の様々な学協会を通して、国際的な学術団体へ働きかけ、遺伝資源の提供国や利用国の研究者と現状を共有し、科学の観点からの主張を各国で行ってもらう必要がある。また、国内においても、デジタル配列情報の問題に関する研究者への周知は十分とは言えない。十分な周知を行うとともに、それぞれが関係する海外の研究者に働きかけ、各国の交渉者が科学の立場からの主張を行ってもらうように努めることが重要である。上記を進めるために、我々は、我が国の科学者集団の代表として、この提言を活用して海外の研究者コミュニティとの連携をはかるとともに、この問題への情報提供に示された政府見解に沿った政府の継続的な関与を要請し、併せて政府に協力して国際交渉の場に臨む等の活動を行う。

3 提言

生物多様性条約及び名古屋議定書の目的の達成には、デジタル配列情報（特に塩基配列情報）の公的データベースへの迅速な登録と自由な利用が必須である。この観点から、生物多様性条約及び名古屋議定書におけるデジタル配列情報の取扱いについての現下の国際的議論に関し、我々は日本国政府が 2017 年 9 月に生物多様性条約事務局に提出した見解 [3] を支持し、以下のように提言する。

(1) デジタル配列情報の利用は生物多様性条約及び名古屋議定書の枠組みに含めるべきでない

生物多様性条約の定義において、遺伝資源は有体物を指し、情報は含まれない。対象でないものをその枠組みに含めるべきでない。定義を変更するならば条約の改正が必要であり、また、他の枠組みへの影響も大きいことから、慎重に検討されるべきである。

(2) デジタル配列情報の公表や利用に制限を加えるべきではない

名古屋議定書の枠組みに含めた場合、デジタル配列情報の公的データベースへの登録や利用に当たって許可やモニタリング等の仕組みが必要になる。しかし、このような仕組みの導入は極めて困難であるだけでなく、デジタル配列情報の迅速な登録と自由な利用を妨げることになる。このことは結果的に条約の目的達成を妨げることになり、また配分すべき利益の創出も阻害する。

(3) 遺伝資源へのアクセス体制の整備が優先されるべきである

デジタル配列情報取得には遺伝資源へのアクセスが必須であるが、そのための体制整備は、多くの遺伝資源提供国で遅れている。生物多様性条約の目的達成のためには、名古屋議定書締約国のすべてにおいて、遺伝資源を円滑かつ妥当な期間で得られるようになることが優先されるべきである。この体制整備なくしては、配分すべき利益も生み出されない。

(4) 世界中の科学者は議論に加わるべきである

デジタル配列情報の公的データベース登録や利用に当たって制限が加えられると、登録が前提の論文発表及び研究成果の公表に影響し、その結果、利用国のみならず提供国の研究者にも大きな不利益が生じる。各国の研究者は、現在の国際的な検討状況をそれぞれの国の学協会や他の研究者等と共有し、科学者の立場から議論に関わるべきである。我々は、我が国の科学者集団の代表として、この提言を活用して海外の研究者コミュニティとの連携をはかるとともに、この問題への情報提供に示された政府見解に沿った政府の継続的な関与を要請し、併せて政府に協力して国際交渉の場に臨む等の活動を行う。

<参考文献>

- [1] Decision adopted by the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity. XIII/16. Digital sequence information on genetic resources. Dec. 4-17, 2016.
http://nagoyaprotocol.myspecies.info/sites/nagoyaprotocol.myspecies.info/files/cop-13-dec-16-en_Digital%20sequence%20information%20on%20genetic%20resources.doc#overlay-context=node/26
- [2] Decision adopted by Parties to the Nagoya Protocol on Access and Benefit-Sharing. 2/14. Digital Sequence Information on Genetic Resources. Dec. 16, 2016.
http://nagoyaprotocol.myspecies.info/sites/nagoyaprotocol.myspecies.info/files/np-mop-02-dec-14-en_Digital%20sequence%20information.doc#overlay-context=node/26
- [3] 生物多様性分野における塩基配列情報の利用状況等 日本国政府 2017年9月
<https://www.cbd.int/abs/DSI-views/JAPAN-DSI.pdf>
- [4] Sarah A. Laird and Rachel P. Wynberg, with contributions from Arash Iranzadeh and Anna Slivia Kooser. The Emergence and Growth of Digital Sequence Information in Research and Development: Implication for the Convention and Sustainable Use of Biodiversity, and Fair and Equitable Benefit Sharing. A Fact-Finding and Scoping Study Undertaken for the Secretariat of the Convention on Biological Diversity. Nov. 9, 2017.
http://www.cbd.int/abs/ahteg/DSI_study_peer_review_Nov9.pdf

＜参考資料 1＞デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象とすることが影響を及ぼす生物多様性条約の条項

（第十二条）研究及び訓練

（b）・・・、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

（第十三条）講習のための教育及び啓発

（a）生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。

（第十五条）遺伝資源の取得の機会

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」

「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」

「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」。

「締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」。

（第十六条）技術の取得の機会及び移転

1 締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。

（第十七条）情報の交換

1 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。

（第十八条）技術上及び科学上の協力

1 締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の

多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

＜参考資料 2＞分科会審議経過

本提言に関する検討は、日本学術会議基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会及び農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会が合同で行った。

平成 29 年

11 月 9 日（木）第 1 回合同会議

委員長、副委員長、幹事の選出、特任連携会員の推薦の承認
現状報告と問題点の整理及び提言案の検討

11 月 21 日（火）第 2 回合同会議

提言最終案の検討

12 月 22 日（金）日本学術会議第 258 回幹事会

提言「生物多様性条約及び名古屋議定書におけるデジタル配列情報の取扱いについて」について承認

平成 30 年 6 月 28 日

サイエンス 20 (S20) の日本学術会議の主権について

日本学術会議会長
山極 壽一

来年 (2019 年) 6 月、日本で開催される、G20 サミットに科学的見地から政策提言を行うため、日本学術会議が議長アカデミーとなってサイエンス 20 (S20) を主催することとしたい。その旨、7 月下旬に予定されているアルゼンチンでのサイエンス 20 において宣言することとしたい。

開催にあたっては、第 1 回のドイツ、第 2 回のアルゼンチンの先例 (別紙参照) を踏まえ、フォーラム形式で行うこととし、今年度の「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」と同じテーマで同日 (2019 年 3 月初旬予定) に開催することとする。

なお、その企画立案及び実施準備のため、国際委員会に分科会を新たに設置することとする。

(参考)

1. サイエンス 20 構成アカデミー等

フランス科学アカデミー、全米科学アカデミー、英国王立協会、ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ、日本学術会議、イタリア・リンツェイ国家アカデミー、カナダ王立協会、EU (European Commission)、アルゼンチン国立科学アカデミー、オーストラリア科学アカデミー、ブラジル科学アカデミー、中国科学院、インド国立科学アカデミー、インドネシア科学アカデミー、メキシコ科学アカデミー、韓国科学技術アカデミー、ロシア科学アカデミー、キングアブドゥルアジズ科学技術都市 (サウジアラビア)、南アフリカ科学アカデミー、トルコ科学アカデミー

2. 日本学術会議会則 (抜粋)

平成十七年十月二十四日
日本学術会議規則第三号

(国際活動)

第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

五 その他会長が必要と認めるもの

サイエンス 20 開催先例（概要）

○第 1 回サイエンス 20 会議

主 催 ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ

日 時 2017 年 3 月 22 日

名 称 サイエンス 20 対話フォーラム 「世界の健康を改善する：伝染症及び非伝染性疾患と戦うための戦略と手段」

プログラム

午前 開会式

基調講演

セッション 1 「伝染症及び非伝染性疾患—現在の脅威と挑戦」

セッション 2 「伝染症及び非伝染性疾患への優れたアプローチ」

午後 セッション 3 「ハイレベルポリシーセッション」

・サイエンス 20 声明の発表

・議長国の科学アカデミー会長からメルケル首相への声明手交

・メルケル首相による基調講演

・ハイレベルパネルディスカッション

・次期サイエンス 20 主催アカデミー会長からのサイエンス 20 開催宣言

閉会式

○第 2 回サイエンス 20 会議

主 催 アルゼンチン国立科学アカデミー

日 時 2018 年 7 月 24 日及び 25 日

名 称 サイエンス 20 アルゼンチン 2018 「食糧・栄養に関する安全保障」

プログラム

1 日目

午前 開会式

セッション「食糧・栄養の安全保障についての分析」

午後 セッション「食糧と農業生産の将来への展望」

2 日目

午前 セッション「持続可能な土壌管理」

サイエンス 20 各国科学アカデミーによる共同声明に含まれる提言についての議論

正午 閉会式

平成 30 年度フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣

番号	国際会議等	会 期		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備 考
			計			
1	Annual Future Earth Summit 及びフューチャー・アース国際 事務局会合	8月27日 ～ 9月1日	6日	ボン ----- ドイツ 及び パリ ----- フランス	春日 文子 連携会員 (国立研究開発法人国立環境研究所 特任フェロー)	第1区分

※平成 30 年度フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣の基本方針(平成 30 年 2 月 22 日日本学術会議第 260 回幹事会決定)に基づく区分

【参考】

平成 30 年度フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣の基本方針

〔平成 30 年 2 月 22 日
日本学術会議第 260 回幹事会決定〕

国際学術プログラムであるフューチャー・アース（以下「フューチャー・アース」という。）の推進を図るため、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（以下「内規」という。）に基づき、平成 30 年度におけるフューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣の基本方針を以下のとおり定める。

フューチャー・アースにおいては、日本学術会議が日本の代表機関として国際本部事務局の機能（日本支部）の一部を担っていること、また、日本学術会議連携会員が国際本部事務局日本支部事務局長を務めていることから、平成 30 年度の内規第 51 条の各区分における国際会議等への代表者の派遣は下記の考えに基づいて行う。

(1) 第 1 区分

- ・フューチャー・アースの国際的な推進体制の中心である諮問委員会（AC: Advisory Committee）、評議会（GC: Governing Council）、及び国際本部事務局の行う会議へ、国際本部事務局日本支部事務局長（連携会員）を含む会員等を派遣する。
- ・本年度、AC ならびに GC は一回程度、国際本部事務局会合は数回程度の開催が見込まれる。

(2) 第 2 区分

- ・フューチャー・アースの実施にあたり、国際本部事務局及びアジア地域事務局が行う会議へ国際本部事務局日本支部事務局長（連携会員）を含む会員等を派遣する。
- ・具体的には、日本学術会議が国際本部事務局として運営の一部を担う予定であるコア・プロジェクトに関する会議、タスクフォース、及び KAN (Knowledge-Action Networks) に関する会議等への派遣を行う。
- ・上記については本年度それぞれ数回程度見込まれる。

(3) 第 3 区分

- ・フューチャー・アースに関する活動を広報周知するため、国際学術団体等が行う会議へ国際本部事務局日本支部事務局長（連携会員）を派遣する。
- ・上記にあたっては、国連の行う会議等の分野横断的、あるいは地域的な広がりがあるものを優先する。
- ・さらに、予算の状況に応じフューチャー・アースに関連するその他のコア・プロジェクトの会議へ会員等を派遣する。

本基本方針に基づいて国際会議等への代表者の派遣を行う場合は、別添の様式にて事前に幹事会の議決に付すものとする。

※様式記載省略

「第 14 回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び
第 15 回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合」 招へい者

○外国人招へい

番号	国際会議等	会 期		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備 考
			計			
1	第 14 回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第 15 回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9 月 21 日 (金) ～ 10 月 7 日 (日)	17 日	<u>高松及び京都</u> 日本	James Crawford Research Scientist NASA (米国)	科学委員会委員として参加するため
2	第 14 回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第 15 回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9 月 21 日 (金) ～ 10 月 7 日 (日)	17 日	<u>高松及び京都</u> 日本	Christian George Deputy-director Research Institute on Catalysis and the Environment at Lyon (フランス)	科学委員会委員として参加するため
3	第 14 回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第 15 回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9 月 21 日 (金) ～ 10 月 7 日 (日)	17 日	<u>高松及び京都</u> 日本	Gregory Frost Research Chemist National Oceanic & Atmospheric Administration (アメリカ)	科学委員会委員として参加するため

4	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Michel Grutter Full Professor the National University of Malaysia (メキシコ)	科学委員会委員として参加するため
5	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Judith Hoelzemann Professor Federal University of Rio Grande do Norte (ブラジル)	科学委員会委員として参加するため
6	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Manish Naja Scientist Aryabhata Research Institute of Observational Sciences (インド)	科学委員会委員として参加するため
7	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Kim Oanh Professor Asian Institute of Technology (タイ)	科学委員会委員として参加するため

8	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Mei Zheng Professor Peking University (中国)	科学委員会委員として参加するため
9	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Megan Melamed Executive Officer International Global Atmospheric Chemistry (IGAC) Project (アメリカ)	科学委員会委員として参加するため
10	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Vinayak Sinha Associate Professor Indian Institute of Science Education and Research Mohali (インド)	科学委員会委員として参加するため
11	第14回大気化学と地球汚染に関する委員会 (iCACGP) 及び第15回地球大気化学国際協同研究計画 (IGAC) 合同会合及び IGAC 関連会合	9月21日 (金) ~ 10月7日 (日)	17日	<u>高松及び京都</u> 日本	Mark Lawrence Scientific director the Institute for Advanced Sustainability Studies (ドイツ)	科学委員会委員として参加するため

4. 学術フォーラム及び土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等 【平成30年度第3四半期】

<概要>

1. 日本学術会議主催学術フォーラム

- (1) 経費負担を要するものは、原則として年間10回程度
 (2) 経費負担又は職員の人的支援を要するものは、四半期ごとに計3件まで
 (3) 土日祝日開催のものは、四半期ごとに2件まで

○今回提案【平成30年度第3四半期】 全2件

	提案番号	テーマ	開催希望日時	開催場所	経費負担	職員の 人的支援
1	提案15 [p.97-98]	「乳幼児の多様性に迫る： 発達保育実践政策学の発展」 (仮題)	平成30年 11月18日 (日)	日本学術 会議講堂	要	要
2	提案16 [p.99-100]	「経営学領域における研究 業績の評価と若手研究者の 育成」	平成30年 12月9日 (日)	日本学術 会議講堂	要	要

2. 土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等

- (1) 各年度32回まで、及び四半期ごとにおおむね8回
 (ともに土日祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムを含む)

○今回提案【平成30年度第3四半期】 全6件

	提案番号	テーマ	開催希望日時	開催場所
1	提案17 [p.101-102]	「科学技術の進展と人間のアイデンティ ティ哲学・倫理・思想・宗教教育の 役割」(仮題)	平成30年 11月23日 (金・祝)	日本学術会議 講堂
2	提案18 [p.103-104]	「脳科学と人工知能(AI):その期待と課 題」	平成30年 10月13日 (土)	日本学術会議 講堂
3	提案19 [p.105-106]	「2050年の水産資源を日本の食卓から 考える」	平成30年 11月10日 (土)	日本学術会議 講堂
4	提案20 [p.107-107]	「新しい国際単位系(SI)重さ、電気、 温度、そして時間の計測と私たちの暮ら し」	平成30年 12月2日 (日)	日本学術会議 講堂
5	提案21 [p.109-110]	「科学的知見の創出に資する可視化： 日本発の可視化研究ブレイクスルーに 向けて」	平成30年 12月15日 (土)	日本学術会議 講堂

6	提案22 [p.111-112]	「博士キャリアの可能性—企業が博士に求めること—」	平成30年 10月27日 (土)	日本学術会議 講堂
---	---------------------	---------------------------	------------------------	--------------

(参考) -----

■今回提案を含めた合計数

1. 学術フォーラム (平日1件/土日4件) 全5件 残り:5件
(内訳) ※現在の5件につき、すべて経費及び人的負担要

		第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
学術フォーラム	(土日)	-	2	2	
	(平日)	1	-	-	
合計		1	2	2	

2. 土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等 (学術フォーラム含む) 全15件 残り:17件
(内訳)

		第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
シンポジウム	第一部	1	2	1	
	第二部	-	-	2	
	第三部	-	1	2	
	若手アカデミー	-	1	1	
	課題別	-	-	-	
学術フォーラム (土日)		-	2	2	
合計		1	6	8	

■承認済み案件一覧

1. 学術フォーラム

	テーマ	開催日時	開催場所	経費負担	職員の 人的支援
1	「ジェンダー視点が変わる科学・技術の未来」	平成30年 6月14日 (木)	日本学術会議講堂	要	要
2	「エネルギー科学技術教育の現状と課題」	平成30年 9月8日 (土)	日本学術会議講堂	要	要
3	「軍事的安全保障研究の現状と課題—日本学術会議科学者委員会アンケート調査結果をふまえて—」	平成30年 9月22日 (土)	日本学術会議講堂	要	要

2. 土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等

	テーマ	開催日時	主催委員会等	
1	「移民と人間の安全保障をジェンダー視点で考える」	平成 30 年 6 月 9 日 (土)	社会学委員会ジェンダー研究 分科会	第一部
2	「国際光デー記念シンポジウム」	平成 30 年 7 月 7 日 (土)	総合工学委員会 ICO 分科会	第三部
3	「〈所有権〉を問い直す：歴史・比較・理論 (仮題)」	平成 30 年 7 月 21 日 (土)	法学委員会	第一部
4	「若手アカデミーが考えるシチズンサイエンスに基づいた学術横断的社会連携」	平成 30 年 7 月 28 日 (土)	若手アカデミーイノベーションに向けた社会連携分科会	若手アカデミー
5	「いま高校歴史教育を考える (仮題) 」	平成 30 年 8 月 4 日 (土)	史学委員会中高大歴史教育に関する分科会	第一部

日本学術会議主催学術フォーラム「乳幼児の多様性に迫る：発達保育実践政策学の発展」（仮題）の開催について

1. 主 催：日本学術会議
2. 共 催：無
3. 後 援：無
4. 日 時：平成30年11月18日（日）13：00～17：00
5. 場 所：日本学術会議講堂
6. 分科会等の開催：無

7. 開催趣旨：

現在、世界規模で、就学前の子どもに対するケアや幼児教育のあり方が問い直されてきている。こうした動向の中、日本学術会議第22期大型研究計画に関するマスタープランにおいて教育学分野から申請した「乳児発達保育実践政策学研究教育推進拠点の形成」にもとづき、2015年7月1日に、東京大学大学院教育学研究科に、発達保育実践政策学センター(Cedep)が設立された。当センター（正式発足前も含む）が構想母体となる日本学術会議主催学術フォーラムでは、これまで、乳幼児の発達、保育実践、政策に関わる多様な視座からの問題提起と議論が積み重ねられてきた。2015年には乳児発達基礎科学と保育実践政策の架橋を目指した提言と議論を行った。2016年には発達基礎科学の立場から睡眠、子育て・保育の実践の立場からワーク・ライフ・バランスをテーマとし、子どもの育ちとそれを取り巻く環境に関する議論を深めた。さらに、2017年には、社会科学的なアプローチによる乳幼児期の保育・教育の研究に基づき、政策に関する検討を行った。

今回は、乳幼児期の「多様性」に焦点を当てる。多様な特性を持つ子どもたち、また、多様な経済状況や文化的背景の養育環境で育つ子どもたちについての最先端の研究からその理解を深めるとともに、様々な差異を持つ子どもたちが共に豊かに生き、育つことを支えるインクルーシブな保育・教育の実践と政策のあり方に関する掘り下げた議論を行うことを企図する。

8. 次 第：

13:00～13:10

全体企画趣旨説明：

秋田喜代美（日本学術会議連携会員、東京大学大学院教育学研究科教授）

13:10～14:50

第1部 乳幼児の特性の多様性

司会総括：野澤祥子（東京大学教育学研究科准教授）

話題提供：

馬塚れい子（理化学研究所脳神経科学研究センターシニアリーダー）

「言語発達の観点から」

神尾陽子（日本学術会議第二部会員、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部長）

「発達障害の観点から」

指定討論：遠藤利彦（日本学術会議第一部会員、東京大学大学院教育学研究科教授）

14：50～15：05 休憩

15：05～16：45

第2部 乳幼児の養育環境の多様性

司会総括：村上祐介（日本学術会議連携会員、東京大学大学院教育学研究科准教授）

話題提供：

末富芳（日本大学准教授）

「貧困の観点から」

額賀美紗子（東京大学教育学研究科准教授）

「文化的背景の多様性の観点から」

指定討論：秋田喜代美（日本学術会議連携会員、東京大学大学院教育学研究科教授）

16：45～17：00

全体討論：小玉重夫（日本学術会議第一部会員、東京大学大学院教育学研究科教授）

多賀巖太郎（東京大学教育学研究科教授）

渡辺はま（東京大学教育学研究科特任准教授）

（下線の講演者は、学術会議関係者）

「経営学領域における研究業績の評価と若手研究者の育成」の開催について

1. 主 催：日本学術会議

2. 共 催：なし

3. 後 援：なし

4. 日 時：平成 30 年 12 月 9 日（日）：13 時～18 時

5. 場 所：

日本学術会議講堂、及び会議室を 1 つ使用

6. 分科会等の開催：(該当のある場合)

当日、10 時～12 時に、2 つの分科会①「経営学における若手研究者の育成に関する分科会」及び②「経営学分野における研究業績の評価方法を検討する分科会」を共同開催する。

7. 開催趣旨：

経営学の将来を担う若手研究者・大学院生が、米国型の査読付ジャーナルへの掲載論文数を研究業績として重視する評価システムによって、学問的体系性や自らの研究のグランド・セオリー、または中範囲のセオリーとの関わりを失い、狭隘な研究対象に拘泥する傾向にある。若手研究者・大学院生を、体系性をもった研究へも導く、多系的研究評価システムのありかたを論ずる。

8. 次 第：

開会挨拶及び司会：

徳賀芳弘（日本学術会議第一部会員、
京都大学経営管理研究部・経済学研究科教授、副学長）

講演会：

浅羽茂（早稲田大学大学院経営管理研究科長・教授）

上林憲雄（日本学術会議第一部会員、
神戸大学大学院経営学研究科長・経営学部長・教授）

討論会：

上林憲雄（日本学術会議第一部会員、
神戸大学大学院経営学研究科長・経営学部長・教授）

西尾チヅル（日本学術会議第一部会員、筑波大学ビジネスサイエンス系教授）

野口 晃弘（日本学術会議連携会員、名古屋大学大学院経済学研究科教授）

藤田誠（日本学術会議連携会員、早稲田大学教授）

浅井希和子（神戸大学神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程）

外山昌樹（筑波大学大学院ビジネス科学研究科博士後期課程）

調整中（東京の国立大学院生）

9. 関係部の承認の有無：有

（下線の講演者等は、学術会議関係者）

公開シンポジウム「科学技術の進展と人間のアイデンティティ
—哲学・倫理・思想・宗教研究の役割—」（仮題）の開催について

1. 主 催：日本学術会議哲学委員会
2. 共 催：日本哲学系諸学会連合、日本宗教研究諸学会連合
3. 日 時：平成 30 年 11 月 23 日（金・祝）13：30～17：00
4. 場 所：日本学術会議講堂
5. 分科会等の開催：哲学委員会及び合同分科会開催予定

6. 開催趣旨：

さまざまな最先端テクノロジーのニュースがインターネットや新聞、テレビを賑わせている。そのような技術が普及したらさぞ便利であろうと思う反面、不安もよぎる。もっとも、技術に良い面と悪い面の両面があるというのは、いまに限った話ではない。自動車は移動の利便性をもたらす一方で、事故、大気汚染、地球環境問題を引き起こした。しかし、現代の最先端技術がもたらす「不安」の中には、これまでとは毛色の変ったもの、見方によってはこれまで以上に深刻なものが含まれるようになってきているように思われる。それはすなわち、「私たちのアイデンティティが脅かされるのではないか」という不安である。

多種多様な監視テクノロジーは私たちのプライバシーを脅かしている。ネット上で多くの「人格」を使い分けてコミュニケーションをしている私の「本当の自分」とは何か。AI やロボットたちとの共存は、「万物の霊長」、この世でもっとも知的な存在としての人間理解を脅かすかもしれない。私と私のクローンの違いは何か。私の能力を人工的な手段で増強するエンハンスメント技術は、私に固有なもの、私らしさを脅かすだろうか。さらには、ゲノム編集技術は、もっとも私に固有なものと思われている「私の遺伝子」を自在に編集する技術である。

こうしたテクノロジーは、私とは何者か、何が私を私にしているのか、人間を人間たらしめているものは何かといった問い、つまり「人間のアイデンティティ」に関わる問いをあらためて引き起こす。そして、これこそ哲学・倫理・思想・宗教がたえず問い続けてきた問いである。この問いを中心に、哲学、倫理学、宗教学の研究者がそれぞれの知見をもとに問題提起をし、渡辺副会長をお招きして対話を行う。

7. 次 第：

司会：岡田真美子（日本学術会議第一部会員、兵庫県立大学名誉教授）

13:30-13:40 開会挨拶：戸田山和久（日本学術会議第一部会員、名古屋大学大学院情報科学研究科教授）

13:40-14:00 報告1「臨床哲学の立場から(仮)」
田坂さつき（日本学術会議連携会員、立正大学文学部教授）

14:00-14:20 報告2「倫理学の立場から(仮)」
奥田太郎（日本学術会議連携会員、南山大学人文学部教授）

14:20-14:40 報告3「東洋思想の立場から(仮)」
林文孝（立教大学文学部教授）

14:40-15:00 報告4「宗教学の立場から(仮)」
芦名定道（日本学術会議連携会員、京都大学大学院文学研究科教授）

15:00-15:15 休憩

15:15-15:30 コメント1 渡辺美代子（日本学術会議第三部会員、同副会長、国立研究開発法人科学技術振興機構副理事）

15:30-15:45 コメント2 小林 傳司（日本学術会議第一部会員、大阪大学教育研究総括理事・副学長）

15:45-16:50 ディスカッション

16:50-17:00 閉会挨拶：藤原 聖子（日本学術会議第一部会員、東京大学大学院人文社会系研究科教授）

8. 関係部の承認の有無：第一部承認

（下線の講演者は、主催委員会委員）

公開シンポジウム「脳科学と人工知能(AI)：その期待と課題」の開催について

1. 主 催：臨床医学委員会脳とこころ分科会、基礎医学委員会神経科学分科会
心理学・教育委員会脳と意識分科会
総合工学・機械工学委員会計算科学シミュレーションと工学設計分科会
2. 共 催：なし
3. 後 援：日本脳科学関連学会連合（予定）
4. 日 時：平成 30 年 10 月 13 日（土）13：00～17：00
5. 場 所：日本学術会議講堂
6. 分科会等の開催：開催予定

7. 開催趣旨：

近年の情報通信技術（ICT）の進歩により、パソコン、スマートフォンなどによるインターネットなどの高速通信が可能となり大変便利となってきたが、他方でグローバル化と相まって競争市場原理が優先され、ストレス増大に伴ううつ病、インターネット依存、ネット犯罪など負の側面も社会問題となっている。さらに、最近では人工知能（AI）技術が急速に進歩し、Internet of Things (IoT) との融合により社会システムが大きく変貌しようとしている。

一方、脳科学研究の進歩も著しく、ゲノム、分子、細胞、神経回路、脳機能システムのレベルで脳とこころの機能が解明されつつある。また、AI 研究もヒトの脳機能をモデルとして行われており、2045 年にはヒトの脳を越えるシンギュラリティーが到来するのではないかとわれ、倫理、哲学の観点からも課題が提唱されている。日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の分野を超えて脳科学研究と AI 研究への期待と課題について議論し、取り組んでいく必要がある。

本公開シンポジウムでは、1) AI 技術により脳科学研究がどのように進展できるか、2) 理論脳科学研究を取り入れることで AI 研究のブレークスルーが生まれるか、3) AI 技術と脳科学が融合することでどのような哲学的、倫理的問題が生じうるかについて脳科学研究、AI 研究、哲学研究などの専門家を交えて熱く議論する。

8. 次 第：

13：00 開会挨拶

山極壽一会長あるいは第二部石川冬木部長（調整中）

13：10－14：00

セッション1：AI技術によりうつ病脳科学研究はどのように進展できるか

<問題提起>

山脇成人（日本学術会議第二部会員、広島大学大学院医歯薬保健学研究科特任教授）

<回答>

川人光男（日本学術会議第二部会員、国際電気通信基礎技術研究所脳情報通信総合研究所長）

14：00－14：40

セッション2：数理脳科学から見る脳と次世代人工知能

合原一幸（東京大学生産技術研究所教授）

14：40－14：55 （ 休憩 ）

14：55－15：35

セッション3：日本社会における人工知能の哲学的・倫理的課題

村上祐子（立教大学理学部数学科特任教授）

15：35－17：00

パネルディスカッション

コーディネーター：山脇成人（日本学術会議第二部会員、広島大学大学院医歯薬保健学研究科特任教授）

パネリスト：

苧阪直行（日本学術会議連携会員、京都大学名誉教授）

伊佐 正（日本学術会議第二部会員、京都大学大学院医学研究科神経生物学分野教授）

萩原一郎（日本学術会議連携会員、明治大学研究知財戦略機構特任教授、東京工業大学名誉教授）

川人光男（日本学術会議第二部会員、国際電気通信基礎技術研究所脳情報通信総合研究所長）

合原一幸（東京大学生産技術研究所教授）

村上祐子（立教大学理学部数学科特任教授）

17：00 閉会

9. 関係部の承認の有無：第二部承認

（下線の講演者等は、主催分科会委員）

公開シンポジウム「2050年の水産資源を日本の食卓から考える」の開催について

1. 主 催：日本学術会議食料科学委員会水産学分科会
2. 共 催：水産・海洋科学研究連絡協議会、日本農学アカデミー、日本水産学会、東京海洋大学
(予定)
3. 後 援：大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、水産海洋学会、日本付着生物学会、日本魚病学会、国際漁業学会、日本ベントス学会、日本魚類学会、地域漁業学会、日仏海洋学会、日本海洋学会、日本水産増殖学会、マリンバイオテクノロジー学会、日本水産工学会、日本プランクトン学会、漁業経済学会、日本藻類学会、日本海洋政策学会
(予定)
4. 日 時：平成 30 年 11 月 10 日（土）13：00～17：00
5. 場 所：日本学術会議講堂
6. 分科会の開催：開催予定
7. 開催趣旨：現在、わが国における漁業生産量は 400 万トン台で、1980 年代ピーク時の 30%台にとどまっている。世界的にも 1990 年頃から頭打ちとなっている。こうした状況を踏まえ食料科学委員会水産学分科会では、わが国の水産資源管理のあり方をレビューし、今後、持続可能な水産業を推進するためには、種あるいは個体レベルのみならず、海洋生態系の生物多様性を保全しつつ生態系サービスを利用する生態系アプローチ型の水産資源管理の展開が必要であるとの結論を得て、これを第 23 期の提言として発出した。今期においては、この提言を踏まえて、全球的に進行する気候変動や、世界的な水産物需要の高まりの中で、中長期的に水産資源を利用する方途についてさらに検討を進めている。この問題は社会からも関心を集めており、消費者になじみ深いクロマグロ、ブリ、イワシ、サバについて見ると、以前は資源減少が伝えられていたが、最近、日本近海では資源の増加傾向が見られる。しかしこの先どうなるのか。またどう管理すれば良いのかについて様々に議論されている。水産業を成長産業化させ、資源管理や養殖をより高度化させるためには、基盤的な科学を基盤として、徹底した議論を行うことが求められている。本シンポジウムでは、アジアの人口増が頭打ちになり、地球の人口が 100 億を超

える 2050 年を焦点にして、我々日本人に馴染み深い水産物を取り上げて将来の資源状況について最新の知見を学び、流通、消費までを含めて水産物を中長期的に利用するための課題を議論する。

8. 次 第：(予定)

13:00 開会の挨拶

古谷 研 (日本学術会議第二部会員、創価大学工学研究科教授)

13:10 養殖の将来：遺伝子の保全と新品種の創出

吉崎 悟郎 (東京海洋大学海洋科学技術研究科教授)

13:40 クロマグロ資源の将来

佐藤 秀一 (東京海洋大学海洋科学技術研究科教授)

14:10 サケ資源の将来

帰山 雅秀 (北海道大学国際本部特任教授)

14:40-14:50 (休憩)

14:50 サンマ資源の将来

木所 英昭 (水産研究・教育機構東北水産研究所資源管理部グループ長)

15:20 アワビ資源の将来

河村 知彦 (東京大学大気海洋研究所教授)

15:50 パネルディスカッション「資源・流通・食卓」

片山 知史 (東北大学農学研究科教授)

八木 信行 (日本学術会議連携会員、東京大学農学生命科学研究科教授)

野呂 英樹 ((株)ホリエイ)

畑江 敬子 (お茶の水大学名誉教授)

16:55 閉会の挨拶

竹内俊郎 (日本学術会議連携会員、東京海洋大学学長)

9. 関係部の承認の有無：第二部承認

(下線の講演者等は、主催分科会委員)

公開シンポジウム「新しい国際単位系 (SI) 重さ、電気、温度、
そして時間の計測と私たちの暮らし」の開催について

1. 主催： 物理学委員会・総合工学委員会合同 IUPAP 分科会、
化学委員会 IUPAC 分科会
2. 共催： 日本物理学会、日本化学会、産総研総合研究所計量標準総合センター
等を予定
3. 後援： なし
4. 日時： 平成30年12月2日(日) 13:00~17:30
5. 場所： 日本学術会議講堂
6. 分科会の開催： 物理学委員会・総合工学委員会合同 IUPAP 分科会を開催する。
7. 開催趣旨： 国際度量衡委員会(CIPM) によって SI 基本単位の定義を改定することが
予定されている。正式決定は 2018 年の 11 月であり、2019 年から施行される予定である。
この改定は SI 基本単位のなかで唯一人工物による定義となっているキログラムを、
自然単位系にもとづいて定義する大改訂となっており、基本単位制定の歴史のなかでも極
めて重要なものとなっている。この改定の意義について、研究者、教育関係者、技術者
にご理解いただくために、シンポジウムを行う。
8. 次第：

13:00 シンポジウム趣旨説明

野尻美保子(日本学術会議第三部会員、物理学委員会・総合
工学委員会合同IUPAP分科会委員長、高エネルギー
加速器研究機構素粒子原子核研究所教授)

13:15 「今回の標準改定に関する話題」 (仮) 藤井賢一首席 (産総研 CODATA委員)

「化学の標準変更について」 (仮)

巽 和行(日本学術会議連携会員、化学委員会 IUPAC分科会、
名古屋大学名誉教授)

「新単位系を支え、新単位系に支えられる物性物理学」

勝本 信吾（物性研究所教授、物理学会理事）

休憩(30分)

15:15 「新しい時間をつくる、使う」

香取 秀俊（東京大学大学院工学系研究科物理工学専攻教授）

「精密時空時計計測が拓く重力波天文学」

三代木伸二（東京大学宇宙線研究所・重力波観測研究施設准教授）

「長さの定義改定がもたらした長さ計測の進展」(仮)

美濃島 薫（日本学術会議連携会員、総合工学委員会委員、電気通信大学情報理工学研究科先進理工学専攻教授）

閉会挨拶 臼田 考（産総研総合研究所計量標準総合センター長）

9. 関係部の承認の有無：第三部承認

（下線の講演者等は、主催分科会委員）

公開シンポジウム「科学的知見の創出に資する可視化：日本発の可視化研究ブレイクスルーに向けて」の開催について

1. 主 催：日本学術会議 総合工学委員会 科学的知見の創出に資する可視化分科会
2. 共 催：一般社団法人可視化情報学会、一般社団法人日本シミュレーション学会（依頼中）、一般社団法人画像電子学会、一般社団法人情報処理学会コンピュータグラフィックスとビジュアル情報学研究会（依頼中）、一般社団法人芸術科学会、公益財団法人画像情報教育振興協会（CG-ARTS）
3. 日 時：平成 30 年 12 月 15 日（土）13：30～18：00
4. 場 所：日本学術会議講堂 外 1 室
5. 分科会の開催：開催予定
6. 開催趣旨： 1980 年代に欧米の研究機関から発信が開始され、種々の学理に浸透してきたデータ可視化技術は、現在、成熟の域に達している。
一方で、データ可視化技術の新たなブレイクスルーが模索されているが、現状は混沌としており、様々な提案がなされているものの、大きな流れは生じ得ないでいる。そこで本シンポジウムでは、可視化という研究分野の枠組みを大胆にリストラクチャリングし、同時に、文系・理系の垣根を越えた文理融合型の研究分野として発展させるためのアイデアを探りたい。とくに、日本の強みを活かした日本発の新しい可視化技術の創出に寄与したい。
7. 次 第：
 - 13：00 開会挨拶
小山田耕二（日本学術会議第三部会員、京都大学学術情報メディアセンター教授）
 - 13：10 趣旨説明
田中覚（日本学術会議連携会員、立命館大学情報理工学部教授）
 - 13：20 Emerging Visualization Research Directions
司会 藤代一成（日本学術会議連携会員、慶應義塾大学理工学部教授）
講演 Kwan-Liu Ma（カリフォルニア大学デービス校教授）
 - 14：20 文化遺産のデジタルアーカイブと「コト」の可視化
司会 大倉典子（日本学術会議第三部会員、芝浦工業大学工学部教授）
講演 八村広三郎（立命館大学特任教授）
 - 15：20 心理と可視化に関連した講演

司会 明和政子（日本学術会議連携会員、京都大学教育学研究科教授）

講演：講演者未定（依頼中）

16：20－16：30 （ 休憩 ）

16：30 パネル討論「日本発の可視化研究ブレイクスルーに向けて」

ファシリテータ：行場次朗^{*}（日本学術会議会員、東北大学大学院教授）

討論者：前半の部の講演者・司会者・その他分科会メンバ

18：00 閉会挨拶

萩原 一郎（日本学術会議連携会員、明治大学研究知財戦略機構特任 教授）

8. 関係部の承認の有無：第三部承認

（下線の登壇者は、主催分科会委員）

公開シンポジウム「博士キャリアの可能性—企業が博士に求めること—」の開催について

1. 主 催：日本学術会議若手アカデミー若手による学術の未来検討分科会、イノベーションに向けた社会連携分科会

2. 共 催：なし

3. 後 援：なし

4. 日 時：平成30年10月27日（土）13：30～17：30

5. 場 所：日本学術会議講堂

6. 分科会等の開催：開催予定

7. 開催趣旨：

大学が減り続け、大学教員の非正規雇用の割合が増える中、研究者が博士号を取得後に正規雇用としてのアカデミックポストを得る道は非常に険しくなっている。彼らの雇用を確保するために、卓越研究員制度などの施策が打ち出されてはいるが、大学を通して多額の投資を受けて誕生した博士号保持者たちが活躍する場は、十分に与えられているとは言えない。

社会的なシステムとして活躍する場を作っていくことはもちろん重要であるが、研究者と雇用者で考え方や価値観の食い違いがあり、そのためにうまくマッチングができていない可能性も考えられる。また、システムとして研究者を受け入れる体制があっても、研究者側の知識不足のためにアカデミアに固執してしまう例もあれば、雇用者側が博士号保持者の価値をうまく評価できず、活用できないと思いついでいるケースもあると推測される。

本シンポジウムでは、アカデミア外で活躍する博士課程進学者、博士号所持者をアカデミア外へつなげる役割を持つ企業関係者、また博士キャリアについて施策を考える政府関係者に登壇していただき、博士に求められるものは何か、博士号が担保する能力とは何か、について議論を行う。これらの議論を通して、博士号が社会のあらゆる場所で活躍する機会が生まれることを望む。

8. 次 第：

13:30-13:40 趣旨説明 平田佐智子（日本学術会議特任連携会員、若手アカデミー若手による学術の未来検討分科会副委員長、専修大学兼任講師）

13:40-14:10 民間企業において博士に求められることは何か(仮) 西原史暁(株式会社教育測定研究所)

14:10-14:40 学術界と企業のニーズをつなぐ(仮) 栗田卓也(株式会社マイナビHRリサーチ部部長)

14:40-14:55 休憩

14:55-15:25 高レジリエンス人材としての博士 吉野宏志(株式会社アカリク営業本部人材紹介事業部就職支援コンサルタント)

15:25-15:55 文科省が取り組む博士キャリア施策(仮) 宮地俊一(文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課課長補佐)

15:55-16:10 休憩

16:10-17:25 パネルディスカッション

17:25-17:30 閉会の挨拶 川口慎介(日本学術会議連携会員、若手アカデミー学術の未来検討分科会委員長、立研究開発法人海洋研究開発機構研究員)

(下線の講演者等は、主催分科会委員)

公開シンポジウム「ハラスメントを鏡に、日本社会を検証する
——なぜまっとうな議論ができないのか？」の開催について

1. 主催：日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会、第一部総合ジェンダー分科会

2. 共催：無

3. 後援：(調整中)

4. 日時：平成30年7月27日(金) 13:00~17:00

5. 場所：日本学術会議講堂

6. 分科会等の開催：無

7. 開催趣旨：

官公庁やマスコミ、産業界や政界、スポーツや芸術、大学や学協会のあちこちでハラスメントが頻発し、被害者を苦しめ、まっとうな議論や評価を堰き止めている。グローバルにつながる現代世界では、女性進出もそれをうながすアクションも、もはや「いい/悪い」を議論している場合ではない。それは、AIをめぐる議論にも似て待ったなしのはずなのに、なぜ未だにハラスメントなのか。問題は、ハラスメントが「もう一つの日本の大問題」とつながっていることにある。それは、問題の本質を議論せず、多様な立場の人間が意見を闘わせることを避け、「上」(時に「左右」)を慮り、けっきょく動かないことを暗黙の了解としてきた同質社会であり、その弊害である。その意味で言えば、ハラスメントは、閉塞感がなぜか抜け切らない現代日本を映し出す鏡でもある。学術、産業界、メディアなどの世界で顕在化するそれぞれのハラスメントを鏡として、まっとうな議論ができない、通らない同質社会とその関係性を検証してみたい。それぞれの鏡を並べてみると、何が見えてくるだろうか。

8. 次第：

13:00-13:10 開会挨拶・趣旨説明

渡辺美代子 (日本学術会議副会長・第三部会員、
国立研究開発法人科学技術振興機構副理事)

13:10-13:40 問題提起

学術から 岸村顕広 (日本学術会議連携会員・九州大学大学院工学研究院応用化学部門・九州大学分子システム科学センター准教授)

産業界から 西澤真理子（日本学術会議連携会員、株式会社リテラシー代表取締役）
メディアから 高橋真理子（朝日新聞科学コーディネーター）

13:40-14:50 パネル討論1 「若者は社会の変革者か、それとも従属者か」

（ファシリテーター）岸村顕広（日本学術会議連携会員・九州大学大学院工学研究院
応用化学部門・九州大学分子システム科学センター准教授）

（パネリスト）

伊藤恵理（日本学術会議連携会員・国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所主幹研究員）

高瀬堅吉（日本学術会議連携会員・自治医科大学大学院医学研究科教授）

森章（日本学術会議連携会員・横浜国立大学環境情報研究院准教授）

谷内江望（日本学術会議特任連携会員・東京大学先端科学技術研究センター合成
生物学分野准教授）

奥山陽子（Yale 大学経済学 PhD コース 4 年生）

14:50-15:05 （ 休憩 ）

15:05-16:15 パネル討論2 「科学者は社会にまっとうな議論を広めることができる
か」

（ファシリテーター）井野瀬久美恵（日本学術会議連携会員・甲南大学文学部教授）

（パネリスト）

神尾陽子（日本学術会議第二部会員、お茶の水女子大学 人間発達教育科学研究
所人間発達基礎研究部門 客員教授、国立研究開発法人 国立精神・
神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部
客員研究員）

藤井良一（日本学術会議第三部会員、大学共同利用機関法人 情報・システム研
究機構長）

渡辺美代子（日本学術会議副会長・第三部会員、国立研究開発法人科学技術振興
機構副理事）

杉田敦（日本学術会議連携会員、法政大学法学部教授）

16:15-16:40 コメント

大倉典子（日本学術会議第三部会員、芝浦工業大学学長補佐・工学部教授）

原山優子（日本学術会議連携会員、東北大学名誉教授）

土生修一（日本学術会議特任連携会員、公益社団法人日本記者クラブ専務理事兼
事務局長）

田瀬和夫（国連フォーラム代表幹事）

小林傳司（日本学術会議第一部会員、大阪大学教授・理事・副学長）

16:40-17:00 フロアーとの対話を含めた議論整理・閉会の辞

（ファシリテーター）井野瀬久美恵（日本学術会議連携会員、甲南大学文学部教授）

総合司会：伊藤公雄（日本学術会議第一部会員、京都産業大学現代社会学部客員教授（ダイバーシティ推進室長兼任））

9. 関係部の承認の有無：第一部承認

（下線の講演者等は、主催分科会等委員）

公開シンポジウム「国際秩序思想と憲法」の開催について

1. 主催：日本学術会議政治学委員会政治思想・政治史分科会
2. 共催：日本政治学会
3. 後援：なし
4. 日時：平成 30 年 10 月 14 日（日）13:10～15:10
5. 場所：関西大学千里山キャンパス（大阪府吹田市山手町 3-3-35）
6. 分科会の開催：開催予定

7. 開催趣旨：現在、日本国憲法の改正論議をきっかけに、憲法理論への注目が高まっている。このシンポジウムは、他面で東アジアの国際関係における対立と共存が問題になっていることを念頭におきながら、国際秩序思想と憲法との関連を、西洋と日本を包括した幅広い視野から検討し、議論するものである。この共同探求の試みを通じて、近代の主権国家思想が国際秩序とどのように関連しながら成立したのか、そして 20 世紀になって国際秩序思想・憲法思想がどのように変容し、現在はいかなる地点にあるのかについて、政治思想史研究の視点から総合的に解明し、将来にむけた構想を打ち出すことをめざしたい。

安武報告は、国際環境と国家内部の複合性という条件のもとで、「複合国家」としてフランス近代国家が形成されたとする近年の議論について、16 世紀以降のフランス政治思想の分析を通じて再検討し、いわゆる「主権国家論」の形成を逆照射する。

川口報告は、南原繁の戦前から戦中に至る政治思想の歩みをたどりながら、20 世紀における国際秩序の変容をとらえながら、南原がいかに「世界秩序」を構想したのか、そしてそのなかに日本国憲法による国家秩序をどう位置づけたかを検討する。

篠田報告は、国際連合の発足と連合軍の占領という、特異な国際法状況のもとで成立した日本国憲法が、どのように理解され正当化されたのか、その思想上の営みの意義と問題性を、横田喜三郎に即して解明する。

8. 次第：

司会：宇野重規（日本学術会議連携会員、東京大学社会科学研究所教授）

13:10 報告①「複合国家論と主権論」（仮題）

安武真隆（関西大学政策創造学部教授）

- 13:30 報告②「南原繁の政治哲学における「世界秩序」の理念と立憲主義：戦前・戦中・戦後」（仮題）
川口雄一（東京女子大学助教）
- 13:50 報告③「戦後初期日本における新憲法と新国際法の受容—横田喜三郎に焦点をあてて」（仮題）
篠田英朗（東京外国語大学総合国際学研究院教授）
- 14:10 ディスカッション
- 15:00 コメント：苅部 直（日本学術会議第一部会員、東京大学法学部教授）

9. 関係部の承認の有無：第一部承認

（下線の講演者は、主催分科会委員）

公開シンポジウム「人づくりと古典—人生を豊かに彩るために—」の開催について

1. 主 催：日本学術会議哲学委員会古典精神と未来社会分科会
2. 共 催：備前市、備前市教育委員会
3. 後 援：(公財) 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会、大阪大学 C0 デザインセンター
4. 日 時：平成 30 年 11 月 10 日 (土) 15:00～17:30
5. 場 所：岡山県青少年教育センター閑谷学校 (岡山県備前市)
6. 分科会の開催：開催予定

7. 開催趣旨：

現代社会では、世界の諸文明における古典的価値・規範体系の伝統が解体する傾向にあり、日本も例外ではない。しかしながら、人類社会の持続可能な発展にとっては、共同社会の絆と伝統文化の温もりの連続性を一定程度保持する、安定した精神基盤の再構築が必須である。そのためには、価値の普遍性・持続性の源泉である伝統知の集積（宗教聖典を含む広義の古典）に対して、時代に即応した新たな解釈を絶えず紡ぎ出す「古典精神」を涵養し、その未来社会的意義を見直すことが急務である。「古典精神と未来社会」分科会は、如上の問題意識に立ち、古典精神の意義を日本社会全般に発信することを目的に活動している。その実践のひとつとして、17 世紀以来の伝統をもつ閑谷学校において、幅広い年齢層にわたる地元の方々との交流を行って古典を読むことの魅力を発信するとともに、本分科会自身の今後の活動に有益な知見を得たいと考えて、この公開シンポジウムを企画した。シンポジウムでは本分科会委員 4 名から順次、問題提起となる発題をしたのち、一般来会者をまじえての討議に十分な時間をとり、多様な意見を交換して古典の現代的意義を論じあいたい。

8. 次 第：

- 15:00～15:10 趣旨説明 小島 毅 (日本学術会議連携会員、東京大学大学院人文社会系研究科教授)
- 15:10～15:30 報告 1：鈴木晶子 (日本学術会議連携会員、京都大学大学院教育学研究科教授)
「読書の効用について」

- 15:30～15:50 報告2：芦名定道（日本学術会議連携会員、京都大学大学院文学研究科教授）
「近代西洋の読書について」
- 15:50～16:10 報告3：渡邊義浩（日本学術会議連携会員、早稲田大学文学学術院教授）
「三国志について」
- 16:10～16:30 報告4：土屋太祐（日本学術会議連携会員、新潟大学経済学部准教授）
「禅籍について」
- 16:30～16:40 休憩
- 16:40～17:25 総合討論 司会：小島 毅（日本学術会議連携会員、東京大学大学院人文社会系研究科教授）
- 17:25～17:30 閉会の辞 岡田真美子（日本学術会議第一部会員、兵庫県立大学名誉教授）

9. 関係部の承認の有無：第一部承認

（下線の講演者は、主催分科会委員）

公開シンポジウム「国土のグランドデザイン 2050 の意義と課題」の開催について

1. 主 催：日本学術会議地域研究委員会人文・経済地理学分科会
2. 後 援：地理学連携機構、日本地理学会、人文地理学会、経済地理学会
3. 日 時：平成 30 年 8 月 27 日（月）13：00～17：00
4. 場 所：日本学術会議講堂
5. 分科会等の開催：開催予定（8月27日10時～12時）
6. 開催趣旨：2014年3月に公表された「国土のグランドデザイン 2050」は、対流促進型国土の形成を掲げるなど、国土政策の長期的な方向を提示してきた。その後、地方創生施策が打ち出されるとともに、「第4次産業革命」「Society5.0」など、新たな未来社会像が展望されるなかで、国土政策のあり方を改めて再検討する必要があるように思われる。本シンポジウムではさまざまな角度からこれまでの国土政策の意義と課題を論じたい。
7. 次 第：
 - 司会 吉田 道代（日本学術会議連携会員、和歌山大学観光学部教授）
 - 趣旨説明 松原 宏（日本学術会議第一部会員、東京大学大学院総合文化研究科教授）
 - 13：10～13：50
基調講演 大西 隆（日本学術会議元会長、豊橋技術科学大学学長）：国土のグランドデザイン 2050 の意義と課題
 - 14：00～15：40
報告 1 岡橋 秀典（日本学術会議連携会員、奈良大学文学部教授）：森林と国土保全—「緑の列島」はサステナブルか
 - 報告 2 小田 宏信（日本学術会議連携会員、成蹊大学経済学部教授）：サテライトオフィス誘致を通じた地域活性化—「徳島美波モデル」の可能性—
 - 報告 3 中澤 高志（日本学術会議連携会員、明治大学経営学部教授）：地方圏における公共セクターの雇用と若者
 - 報告 4 水内 俊雄（日本学術会議連携会員、大阪市立大学大学院文学研究科教授）：仕事とハウジングをセットにしたセーフティネット構想
 - 報告 5 車 相龍（長崎県立大学公共政策学科教授）：韓国における国土政策の行方—第5次国土総合計画樹立の主要論点と展望
 - 15：50～16：05 総括コメント 矢田俊文（北九州市立大学元学長）
 - 16：05～16：50 総合討論

閉会の辞 石川 義孝（日本学術会議第一部会員、帝京大学経済学部教授）

8. 関係部の承認の有無：第一部承認

（下線の講演者は、主催分科会委員）

公開シンポジウム

「セクシュアル・ハラスメントをめぐる法政策の現状と課題—ハラスメント根絶に向けて」の開催について

1. 主 催：日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会
2. 共 催：ジェンダー法学会（予定）
3. 後 援：日本ジェンダー学会、ジェンダー史学会（いずれも予定）
4. 日 時：平成 30 年 9 月 3 日（月）13:00～18:00
5. 場 所：日本学術会議講堂
6. 分科会等の開催：開催予定（あり）

7. 開催趣旨

2018年6月8日、職場での暴力やハラスメントをなくすための条約策定をめざすことが、ILO総会において決定された。来年の総会で条約が採択される見込みである。条約案については、すでに2017年にILOが各国に照会を行っており、今回は、「条約と勧告」の双方が出されるというもっとも実効性の高い取り組みになる。条約案には広範な内容が含まれているが、条約批准の絶対的条件が、「ハラスメント禁止法の制定」である。日本政府は、禁止法の制定には賛成しており、条約制定にも反対していないが、基本的には勧告でよいという消極的な姿勢を崩していない。

現在、多くの国がすでにハラスメント禁止法をもっている。たとえば、EU指令のもとすでにEU諸国のすべてにハラスメント禁止法がある。フランス刑法は、セクハラ罪も規定している。このような国際的情勢にあわせて、日本もまたハラスメント根絶に向けて法整備をすすめることが求められる。しかし、課題は多く、ILO条約で求められる水準と日本の法政策の間にはかなりの開きがあるのが現状である。ハラスメントには多様なものがあるが、本シンポジウムでは、セクシュアル・ハラスメントに焦点をあてる。各分野での実態分析をふまえ、セクシュアル・ハラスメント根絶に向けて多様な立場から課題を共有し、学術の視点から展望を示したい。

8. 次 第

総合司会 糠塚 康江（日本学術会議第一部会員、東北大学法科大学院教授）

13:00 開会挨拶 戒能 民江（日本学術会議連携会員、お茶の水女子大学名誉教授）

13:05～13:15 趣旨説明 三成 美保（日本学術会議第一部会員、奈良女子大学副学
長）

13:15～14:15 < I ハラスメント根絶に向けた国内外の動き >

報告1 ハラスメント法政策の現状と課題 浅倉 むつ子（日本学術会議連携会員、早稲
田大学法科大学院教授）

報告2 ハラスメント根絶に向けたILO条約の意義 連合関係者（予定）

報告3 メディアにおけるセクシュアル・ハラスメント 谷口 真由美 (大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授)

休憩 (10分)

14:25~15:45 <II セクシュアル・ハラスメントの実態と課題>

- ① 議員活動におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題 議員連盟関係者 (予定)
- ② 仕事 (フリーランスを含む) におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題 メディア関係者 (予定)
- ③ スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題 スポーツ法学研究者 (予定)
- ④ キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの実態と課題 北仲 千里 (広島大学准教授) (予定)

休憩 (10分)

15:55~17:55 <III パネルディスカッション—セクシュアル・ハラスメント根絶に向けて>

ファシリテーター 三成 美保 (同上)

パネリスト 6名

内藤 忍 (労働政策研究・研修機構 副主任研究員) EUのハラスメント法政策についてコメント (10分)

島岡 まな (連携会員、大阪大学法科大学院教授、予定) フランス刑法 (セクハラ罪) についてコメント (10分)

被害当事者関係者 被害当事者からのコメント (10分)

浅倉 むつ子 (同上)

谷口 真由美

連合関係者

17:55 閉会挨拶 吉田 容子 (連携会員、京都弁護士会)

9. 関係部の承認の有無：第一部承認

(下線の講演者は、主催分科会委員)

公開シンポジウム「Down to Earth-大地に根ざす植物の生存戦略とその応用-」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議農学委員会、食料科学委員会
2. 共 催：日本学術会議東北地区会議（予定）、東北大学大学院農学研究科、東北大学大学院生命科学研究所
3. 後 援：日本農学アカデミー
4. 日 時：平成30年8月10日（金）13：30～17：00
5. 場 所：東北大学青葉山コモンズ大講義室
6. 分科会等の開催：開催予定
7. 開催趣旨：私たちの生存を支える食糧や森林資源の基になるのは、植物が光合成によって太陽光と水から作り出すエネルギーである。その植物の成長を支えるのが土壌である。本シンポジウムでは、土壌と植物の成長の密接な関係やその農林業生産への応用、そして、その生産物の機能性、生産環境の経済性などについて現在の課題や将来への展望について一般市民も含めて討論し、理解を深める。
8. 次 第：
 - 13:30 開会挨拶
牧野 周（東北大学大学院農学研究科長）
 - 13:40 はじめに
南條正巳（日本学術会議第二部会員、東北大学大学院農学研究科名誉教授）
 - 13:50 AM 菌、土、植物のコミュニケーション
経塚淳子（日本学術会議第二部会員、東北大学大学院生命科学研究所教授）
 - 14:20 森林土壌の性質と樹木の成長
丹下 健（日本学術会議第二部会員、東京大学大学院農学生命科学研究科長・教授）

14:50 有機農業の植物病害抑制機能とその利用
安藤杉尋・高橋英樹（東北大学農学部准教授・教授）

15:20 ー休 憩ー

15:40 野菜・きのこの栽培・加工法とおいしさ・栄養価・機能性
熊谷日登美（日本学術会議第二部会員、日本大学生物資源科学部教授）

16:10 農業環境政策の成り立ちと農家の経済
石井圭一（東北大学農学研究科准教授）

16:40 おわりに
大杉 立（日本学術会議第二部会員、東京農業大学客員教授）

司会：澁澤 栄（日本学術会議第二部会員、東京農工大学大学院農学研究院教授）

9. 関係部の承認の有無：第二部承認

（下線の講演者等は、主催委員会委員）

公開シンポジウム「口腔と全身のネットワーク -骨・軟骨生物学の新機軸-」
の開催について

1. 主催：日本学術会議歯学委員会基礎系歯学分科会
2. 共催：歯科基礎医学会
3. 後援：日本医歯薬アカデミー（予定）
4. 日時：平成30年9月7日（金）9：00～11：00
5. 場所：九州大学医学部百年講堂
（福岡県福岡市東区馬出3-1-1）
6. 分科会等の開催：開催予定

7. 開催趣旨：

第24期日本学術会議歯学委員会では今期のテーマを「口腔からの先制医療をめざす口腔科学研究の展開」と決定し、生をうけてから死までの各ライフステージに応じた口腔先制医療のための口腔科学研究を発展させることを目的とする。全ライフステージに渡って健康を維持するためには、食べる・話すといった口腔機能の維持が生涯にわたって不可欠である。我々の体は、高次複雑系からなるソフトウェアネットワークである神経系・免疫系・内分泌代謝系が、各臓器をネットワークでつなぎ、各臓器が互いに影響を及ぼしあっている。口腔を知るためには全身における口腔の位置づけに関する理解を深める必要がある。これからの口腔科学研究では、口腔機能と全身機能、さらには口腔疾患と全身疾患の関連を分子および細胞レベルで科学的に実証していかなければならない。基礎系歯学分科会では、「口腔と全身のネットワーク」という観点から、シンポジウムを企画する。本シンポジウムでは、口腔ならびに顎顔面、さらには全身を構成する主要な組織の一つである骨および軟骨組織に焦点を置き、「骨・軟骨生物学の新機軸」と題して、先駆的な骨・軟骨代謝研究を展開している4名の研究者に口腔と全身の生理的なネットワークおよび関連疾患と骨・軟骨生物学の連関についてご講演いただき、口腔科学研究を推進し、口腔先制医療への展望を築くことを目指す。

8. 次第：

座長：西村 理行（日本学術会議第二部会員、大阪大学大学院歯学研究科教授）

座長：宇田川 伸之（歯科基礎医学会常任理事、松本歯科大学口腔生化学講座教授）

9:00-9:10

1. 骨・軟骨生物学の新機軸の Overview

西村 理行 (日本学術会議第二部会員、大阪大学大学院歯学研究科教授)

9:10-9:35

2. 骨疾患治療薬の新たな薬理作用：口腔と全身に及ぼす影響について

高見 正道 (昭和大学薬理科学研究センター歯学部歯科薬理学講座教授)

9:35-10:00

3. 内因性抗炎症De1-1分子による炎症性骨破壊 -歯周病とリウマチ- の治療戦略

前川 知樹 (日本学術会議連携会員、新潟大学医歯学総合研究科高度口腔機能
教育研究センター研究准教授)

10:00-10:25

4. 転写制御と骨格系疾患の分子機構

波多 賢二 (大阪大学大学院歯学研究科生化学教室准教授)

10:25-10:55

5. 骨粗鬆症の基礎と臨床

宮本 健史 (慶應義塾大学医学部整形外科学教室特任准教授)

9. 関係部の承認の有無：第二部承認

(下線の講演者等は、主催分科会委員)

公開シンポジウム「イノベーション創出に向けた計測分析プラットフォームの構築 -これまでの取り組みと今後の展望-」の開催について

1. 主 催：日本学術会議化学委員会分析化学分科会
日本学術振興会 計測分析プラットフォーム第 193 委員会
一般社団法人 日本分析機器工業会
公益社団法人 日本分析化学会
2. 共 催：なし
3. 後 援：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 COMS-NANO
4. 日 時：平成 30 年 9 月 6 日（木） 14：00～17：00
5. 場 所：幕張メッセ コンファレンス会場 301A（JASIS 展併設）
6. 分科会等の開催：開催予定
7. 開催趣旨：計測分析技術は、我が国が得意とするものづくりへの展開を通して、イノベーション創出の基盤を支えてきた。一方、ビッグデータ・AI 技術活用の時代を迎えて、計測分析技術を提供する計測分析機器産業界、それを利用する素材・部材産業界は、研究開発の転換点を迎えている。すなわち高い国際競争力を維持・向上するため基盤共有化・オープン化の必要性が高まっていることを受け、我が国の計測分析プラットフォームをどのように構築すべきかが喫緊の課題となっている。
計測分析プラットフォームの構築に向けて、2018 年 4 月から日本学術振興会に「計測分析プラットフォーム第 193 委員会」が設置された。NEDO のエネルギー・環境技術先導プログラムでは、「ビッグデータ適応型の革新的検査評価技術の研究開発」が実施された（2017 年 1 月～2018 年 1 月）。また日本学術会議・化学委員会・分析化学分科会では、これまで「最先端分析・計測機器開発センターおよび共同利用プラットフォーム構想」を提案してきている。これらの活動紹介・報告を通して、産業界、アカデミア各方面の現状と期待、構築戦略について幅広く講演頂き議論する。
8. 次 第：
 - 14：00 開会挨拶
佐藤 縁（日本学術会議連携会員、産業技術総合研究所）
 - 14：05 「計測分析プラットフォームの構築：学振第 193 委員会の設立経緯と今後の展望」
一村 信吾（日本学術会議連携会員、早稲田大学研究戦略センター教授）

- 14 : 25 「最先端分析・計測機器開発センターおよび共同利用プラットフォーム構想」について
竹内 孝江（日本学術会議連携会員、奈良女子大学理学部准教授）
- 14 : 45 「ナノテク分野・先端計測のためのA I 技術と展望」
鷲尾 隆（大阪大学産業科学研究所教授）
- 15 : 05－15 : 20 （ 休憩 ）
- 15 : 20 【「ビッグデータ適応型の革新的検査評価技術の研究開発（NEDO 先導プログラム）」の活動報告】
司会 保田芳輝（堀場製作所）

ビッグデータ適応型の革新的検査評価技術の研究開発概要について
中川 利久（島津製作所）
- 15 : 30 CPS 複合計測分析のプラットフォーム構築に向けて 1
-データフォーマットの共通化とコンバータの試作-
安永 卓生（九州工業大学大学院情報工学研究院生命情報工学研究系）
- 15 : 50 CPS 複合計測分析のプラットフォーム構築に向けて 2
-試料ホルダー共通化と精密位置合わせ技術の試行-
大橋 秀実（日本電子）
杉沢 寿志（日本電子）
- 16 : 10 ナノ材料用の統合的検査評価技術にむけて 1
-統合的データ表示技術（統合ビューアー）の開発-
山本 聡（島津製作所）
- 16 : 30 ナノ材料用の統合的検査評価技術にむけて 2
-計量計測適及性、信頼性評価に基づくビッグデータ解析基盤技術の開発-
藤本 俊幸（産業技術総合研究所）
- 16 : 50 総括質疑と閉会挨拶
多持隆一郎（日立ハイテクノロジーズ）
- 17 : 00 閉会

9. 関係部の承認の有無：第三部承認

(下線の登壇者は、主催分科会委員)

公開ワークショップ「若手研究者のための科学的助言能力構築ワークショップ」の開催について

1. 主 催：日本学術会議若手アカデミー
2. 共 催：Global Young Academy (GYA), International Network for Government Science Advice (INGSA)
3. 後 援：INGSA その他（予定）
4. 日 時：平成 30 年 11 月 5 日（月）9：00～16：00
5. 場 所：日本学術会議講堂及び会議室（会議室数 5、小グループディスカッションのため）
6. 分科会等の開催：開催予定
7. 開催趣旨：
 - ・日本の学術界を代表する研究者で組織される日本学術会議の若手メンバーと、世界各国で活躍する若手研究者の中で学術界の未来を牽引することについて高い意識を持ち積極的な活動を行う Global Young Academy のメンバーの交流を行うことができる。
 - ・日本の学術界を代表する研究者で組織される日本学術会議の若手メンバーが、日本の政策決定に関わる若手行政官との交流の機会を持ち、政策決定に科学的助言を行う上でのコミュニケーション能力を高めることで、学術界から社会への寄与を高めるのに役立つ Capacity building の経験を積ませることができる。
 - ・日本人参加者が Case study に取り組むことで、自らの産み出す科学的エビデンスを用いて社会的問題へ取り組むことの意識を高めるとともに、異国の才気あふれる研究者や行政官と討論することで、視野を広げた多様な議論が行えることが予想され、効果の高い能力開発効果が期待できること。これらは、国内の学会では得難い経験となり、将来的に学術界を牽引するものたちの教育の観点では非常に重要と考えられる。
 - ・日本の政策決定に関わる若手行政官が、多様な分野で先端的な知識持ち、科学的根拠を踏まえて意見を述べることのできる日本学術会議の若手メンバーと交流することで、将来の政策決定に科学的根拠を用いる意識を高め、将来的に日本の政策に学術の成果がより反映されることが期待される。
8. 次 第：

11月5日

【講演会】 9時00分～9時50分 (日本学術会議 講堂)

開会挨拶 (10分) 「日本学術会議若手アカデミーの紹介 (仮)」

岸村 頭広 (日本学術会議連携会員、若手アカデミー代表、九州大学大学院工学研究院応用化学部門・九州大学分子システム科学センター准教授)

講演1 (10分発表) 「GYAと国際保健研究から考察する Science Advice の重要性 (仮)」

新福 洋子 (日本学術会議特任連携会員、若手アカデミー会員、京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻家族看護学講座准教授)

講演2 (20分発表、質疑10分) 「防災研究から途上国の建設に関するアドバイス事例の紹介 (仮)」

西嶋 一欽 (日本学術会議連携会員、若手アカデミー会員、京都大学防災研究所准教授)

【休憩/写真撮影】 9時50分～10時00分

集合写真を撮影

【ワークショップ】 10時00分～13時00分 (日本学術会議 会議室)

冒頭にケースや作業の流れについて説明後、グループワークを予定。

INGSAの作成した科学的助言のケーススタディを用いて、ロールプレイを通してケースの問題点を抽出し、改善案について話し合う。

【昼食/研究者交流】 13時00分～14時00分 (日本学術会議 会議室)

【ワークショップ】 14時00分～16時00分 (日本学術会議 会議室)

最後にグループで話し合ったことを全体で共有し、ワークショップの学びを振り返る。

他の参加者：(見込み)

- ・日本学術会議若手アカデミー会員 (調整中)
- ・GYAメンバー (調整中)
- ・ファシリテーター (調整中)
- ・海外からの若手研究者 (調整中)
- ・日本の若手行政官 (調整中)

※申請理由

本ワークショップの意義は、開催趣旨に述べたとおり。

(下線の登壇者は、若手アカデミー会員)

日本学術会議の活動状況等に関する年次報告 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月) 作成の方針について (案)

1. 目的

社会に対して広く 1 年間の日本学術会議の活動について明らかにするとともに、外部評価有識者による外部評価の基礎資料とするため、平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月までの日本学術会議の活動状況を報告する冊子を作成する。

2. 構成

- ・ 構成については例年通り、「第 1 編 総論」と「第 2 編 活動報告」に分冊する。
- ・ 全編共通様式は、“MS ゴシック 10.5pt/A4 縦版横書き、余白各辺 20mm、40 文字×40 行”

	頁数の目安
第 1 編 総論	38 頁
1. 表紙	1 頁
2. 日本学術会議憲章	1 頁
3. 目次	1 頁
4. 冒頭挨拶 (執筆担当: 山極会長) … 1 年目特筆事項、今期開始に関する所感、 24 期に取り組む重要課題として 1 頁増量	2 頁
5. 日本学術会議の活動 ※今期最初の年次報告となるため、各原稿において、「今期開始に関する所感等」を記載するよう依頼。	16 頁
① 社会との対話 (執筆担当: 山極会長) … 24 期通しての課題としている「対話」の強化について記載。	(2 頁)
② 政府及び社会に対する提言等 (執筆担当: 渡辺副会長) … 主に科学と社会委員会、幹事会附置委員会、課題別委員会の活動について記載。部・分野別委員会は特に記載すべき事由がある場合のみ記載。	(2 頁)
③ 国際的活動 (執筆担当: 武内副会長) … 主に国際委員会の活動について記載。	(2 頁)
④ 科学者ネットワークの構築 (執筆担当: 三成副会長) … 主に科学者委員会の活動について記載。	(2 頁)
⑤ 市民との対話 (執筆担当: 渡辺副会長) … サイエンスカフェ、メディアとの懇談、その他。	(1 頁)

⑤ 日本学術会議を支える3つの科学部門（執筆担当：各部長） …各部の活動方針、1年目の活動（各部・分野別委員会からの提言・報告の内容（大学教育の分野別質保証を除く。）、注目を集めたシンポジウム）を記載。	(6頁) ※各部2頁
⑥ 若手アカデミーについて（執筆担当：若手アカデミー代表） …今期の活動方針など	(1頁)
【特集】	5~10頁
① 分野横断的な課題への取組み（課題別委員会設置を中心に） （執筆担当：渡辺副会長、事務局）	(1-2頁)
② SDGsの取組み （執筆担当：渡辺副会長）	(1-2頁)
③ 会議体運営方針の見直し （執筆担当：三成副会長）	(1-2頁)
④ 国際会議 （執筆担当：武内副会長）	(1-2頁)
⑤ 広報の強化 （執筆担当：渡辺委員長）	(1-2頁)
6. 1年の活動記録（カレンダー等）	3頁
7. 学術会議の運営状況等（規則改定など）	1頁
8. (参考) 声明「科学者の行動規範—改訂版—」	2頁
9. 裏表紙	1頁

	頁数の目安
第2編 活動報告	244頁
1. 表紙	1頁
2. 目次	1頁
3. 日本学術会議の概要（組織の概要）	1頁
4. 組織ごとの活動報告 ※今期最初の年次報告となるため、各原稿において、「今期開始に関しての所感等」を記載するよう依頼。	127頁
(1) 総会	(1頁)
(2) 幹事会及び附置委員会（委員会：各1/2頁、分科会：各1/3頁）	(5頁)
(3) 部（各1頁）	(3頁)
(4) 機能別委員会（委員会：各1/2頁、分科会：各1/3頁）	(9頁)
(5) 課題別委員会（〃）	(4頁)
(6) 分野別委員会（〃）	(98頁)
(7) 地区会議（各1/2頁）	(4頁)

(8) 若手アカデミー（若手アカデミー会議：各 1/2 頁、分科会：各 1/3 頁）	(3 頁)
5. インパクトレポート	114 頁

3. 留意点

・記載に当たっては、外部評価有識者による外部評価を受けることも念頭に置き、活動の趣旨や審議内容、具体的にどのような成果があがったのか、提言等のフォローアップ等など、数値や図、写真も用いつつ分かりやすく述べるよう努める。関連するウェブサイト等があれば記載する。また、前年度の活動実績に対する外部評価（参考資料参照）にて指摘された事項については、その後の進捗がある場合はできる限り記載する。

4. 今後のスケジュール

6月28日（木）	幹事会で年次報告書の①目的、構成等について了承を得る、②原稿執筆者を決定
6月末	年次報告書の執筆依頼
7月20日（金）	執筆原稿の〆切（執筆依頼の一か月後めど）
8月3日（金）	活動報告について初稿を各執筆者に校正依頼
8月末～9月上旬	年次報告書案について年次報告検討分科会で審議（分科会開催）
9月12日（水）	幹事会で年次報告書案を了承
10月3日（水）	総会で年次報告書を報告 ※分科会委員長から報告
11月以降	外部評価有識者に外部評価を依頼（外部評価対応委員会開催）

日本学術会議の活動状況等に関する年次報告 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月) 執筆要領 (案)

1. 執筆者

		執筆者
第 1 編 総論		別紙方針の通り
第 2 編 活動報告		
・ 各部		部長
・ 幹事会附置委員会、機能別委員会、 分野別委員会、課題別委員会		委員長 ¹
・ 各委員会下の分科会 ※小委員会は対象外のため、執筆の必要はありません。 ²		分科会委員長
・ 若手アカデミー		代表
・ 若手アカデミー下の分科会		分科会委員長
・ 地区会議		地区代表幹事
その他 (総会、幹事会等上記以外)		事務局

※全体構成については別途ご案内の「日本学術会議の活動状況等に関する年次報告(平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月)作成方針」をご参照ください。

2. 原稿提出期限

○平成 30 年 7 月 20 日 (金) (締切厳守)

(締切を過ぎてからご提出いただいた原稿は、掲載出来ない場合があります。)

3. 提出について

○提出・問い合わせ先

(本件事務担当)

日本学術会議事務局企画課審査係 佐藤

○提出にかかる注意事項

- ・ 提出内容がわかるよう、メール本文・題名等に委員会等名を記載下さい。
- ・ 提出方法については、親委員会でもとめていただいても、各分科会ごとでもどちらの方法でも構いません。

¹ 現時点において廃止済み委員会等も、対象期間内に活動したものについては原稿提出が必要になります。

² 小委員会について、必要な事項については所属分科会の原稿内に記載をお願いします。

4. 原稿の記載要領

(1) 書式および分量

- ・第1編/第2編（各部/委員会/分科会/地区会議/若手アカデミー）毎に書式及び目安となる分量等が異なります。以下をご確認の上、御執筆をお願いします。

	様式	分量
第1編 総論	様式1 ³	別紙方針の通り
第2編 活動報告		
・各部	様式2	1頁
・幹事会附置委員会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会	様式3	1/2頁
・各委員会下の分科会		1/3頁
・若手アカデミー		1/2頁
・若手アカデミー下の分科会		1/3頁
・地区会議	様式4	1/2頁
その他（総会、幹事会等上記以外）	様式2	1頁

※共通

- ・A4タテ版横書き、余白各辺20mm、40文字×40行
- ・フォントはMSゴシック10.5pt

(2) 執筆内容について

- ・対象期間内（平成29年10月～平成30年9月）の各活動について執筆をお願いします。なお、明確かつ簡潔な資料となるよう以下につき御協力ください。
 - ◇ 箇条書き・である調
 - ◇ 年号は和暦（平成〇〇年〇月）記載（※国際案件は西暦と和暦の並記可）
 - ◇ 一般には難解な専門用語の使用は極力避け、使用する場合は説明を追記
 - ◇ URLや図表なども使用し、見やすい原稿とすること
 - ◇ 発出済みの提言等のフォローアップがあれば積極的に記載すること
- ・年次報告は対外的に日本学術会議の活動を周知するものになりますので、審議内容、具体的な成果など、社会的意義が明らかになるような内容の記載をお願いいたします。
- ※なお、年次報告は外部評価の基礎資料となります。
- ・平仄を揃えるため、様式等は事務局において修正させていただく可能性がございます。
- ・一度提出いただきました後の修正・追加、または事前に修正発生がわかっている場合等、ご不明な点等ございましたら本件事務担当の企画課審査係へご連絡ください。
- ・前回までの年次報告書は、日本学術会議ホームページ下記URLで御覧いただけます。

http://www.scj.go.jp/ja/scj/nenji_hyoka/index.html

³ 第1編については、各執筆者用に審査係から様式をお送りします。

1. (見出し)

- (1) ○○○○
○○○~

第 ○ 部			
部長		副部長	
幹事			
主要な活動	審議内容		
	意思の表出 (※見込み含む)		
開催シンポジウム等			
開催状況			
今後の課題等			

■記載いただく内容は、外部評価有識者による外部評価を受けることも念頭に置き、活動の趣旨や審議内容、具体的にどのような成果があがったのか、提言等のフォローアップ等など、数値や図、写真も用いつつ分かりやすく述べるよう努めてください。関連するウェブサイト等があれば記載してください。

また、前年度の活動実績に対する外部評価（参考資料参照）にて指摘された事項については、その後の進捗がある場合はできる限り記載してください。

■開催状況の記載について

(例) 平成 29 年 11 月 8 日、平成 30 年 4 月 13 日※メール、など

※正式なメール会議は記載ください。メールでの意見交換等は基本記載不要ですが、記載いただく場合はその旨がわかるように明記してください。

〇〇委員会 (〇〇分科会)					
委員長		副委員長		幹事	
主な活動	審議内容				
	意思の表出 (※見込み含む)				
開催状況	開催シンポジウム等				
今後の課題等					

■記載いただく内容は、外部評価有識者による外部評価を受けることも念頭に置き、活動の趣旨や審議内容、具体的にどのような成果があがったのか、提言等のフォローアップ等など、数値や図、写真も用いつつ分かりやすく述べるよう努めてください。関連するウェブサイト等があれば記載してください。

また、前年度の活動実績に対する外部評価（参考資料参照）にて指摘された事項については、その後の進捗がある場合はできる限り記載してください。

■開催状況の記載について

(例) 平成29年11月8日、平成30年4月13日※メール、など

※正式なメール会議は記載ください。メールでの意見交換等は基本記載不要ですが、記載いただく場合はその旨がわかるように明記してください。

■分量

- ・委員会・若手アカデミー…約1/2ページ
- ・分科会…約1/3ページ

〇〇地区会議		代表幹事	
主な活動	審議内容		
	開催シンポジウム等		
開催状況			
今後の課題等			

■記載いただく内容は、外部評価有識者による外部評価を受けることも念頭に置き、活動の趣旨や審議内容、具体的にどのような成果があがったのか、提言等のフォローアップ等など、数値や図、写真も用いつつ分かりやすく述べるよう努めてください。関連するウェブサイト等があれば記載してください。

また、前年度の活動実績に対する外部評価（参考資料参照）にて指摘された事項については、その後の進捗がある場合はできる限り記載してください。

■開催状況の記載について

(例) 平成29年11月8日、平成30年4月13日※メール、など

※正式なメール会議は記載ください。メールでの意見交換等は基本記載不要ですが、記載いただく場合はその旨がわかるように明記してください。

■分量…約1/2ページ